

佐々町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

佐 々 町

目 次

第1章 はじめに.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 本計画の位置づけ.....	2
3 計画の構成.....	3
4 計画期間.....	3
5 対象施設.....	4
第2章 本町をとりまく社会的状況.....	5
1 人口の状況.....	5
2 財政状況.....	7
第3章 上位・関連計画の整理.....	10
1 第7次佐々町総合計画.....	10
2 佐々町都市計画マスタープラン.....	18
第4章 公共施設等の現状.....	19
1 公共施設.....	19
2 インフラ施設.....	29
3 町有地.....	30
第5章 将来の改修・更新費用の見通し.....	31
1 試算条件.....	31
2 試算結果.....	36
第6章 公共施設等の総合管理に向けた課題.....	44
1 「まちづくりとの連携」に関する課題.....	44
2 「量及びコスト」に関する課題.....	45
3 「質」に関する課題.....	46
第7章 公共施設等に関する目標と方針.....	47
1 基本目標と全体方針.....	47
2 施設類型別の方針.....	55
第8章 本計画の実施体制.....	65
1 推進体制.....	65

2 計画の進行管理	66
3 今後の推進スケジュール	67
■用語解説	68

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

本町は1960年（昭和35年）から1970年（昭和45年）にかけての炭鉱閉鎖に伴い人口が半分近くまで減少しましたが、その後は農業を基幹産業として産業振興を進め、人口も増加傾向で推移してきました。そして、人口増加や時代とともに変化・多様化する町民ニーズに応える形で、多くの公共施設やインフラ施設（以下、「公共施設等」といいます。）を整備してきました。

これらの公共施設等は、これまで町民の生活の質の向上に大いに貢献し、今後も重要な役割を果たすことが期待されていますが、公共施設等の老朽化に伴う更新費用の増大や、人口減少・少子高齢化の進行に伴う公共施設ニーズ等の変化の中で将来に渡り必要な行政サービスを維持していくためには、長期的な視点に立ち、公共施設等の維持管理・更新の適正化を図っていく必要があります。そこで、このような背景の下、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進するため、本町では平成28年3月に「佐々町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

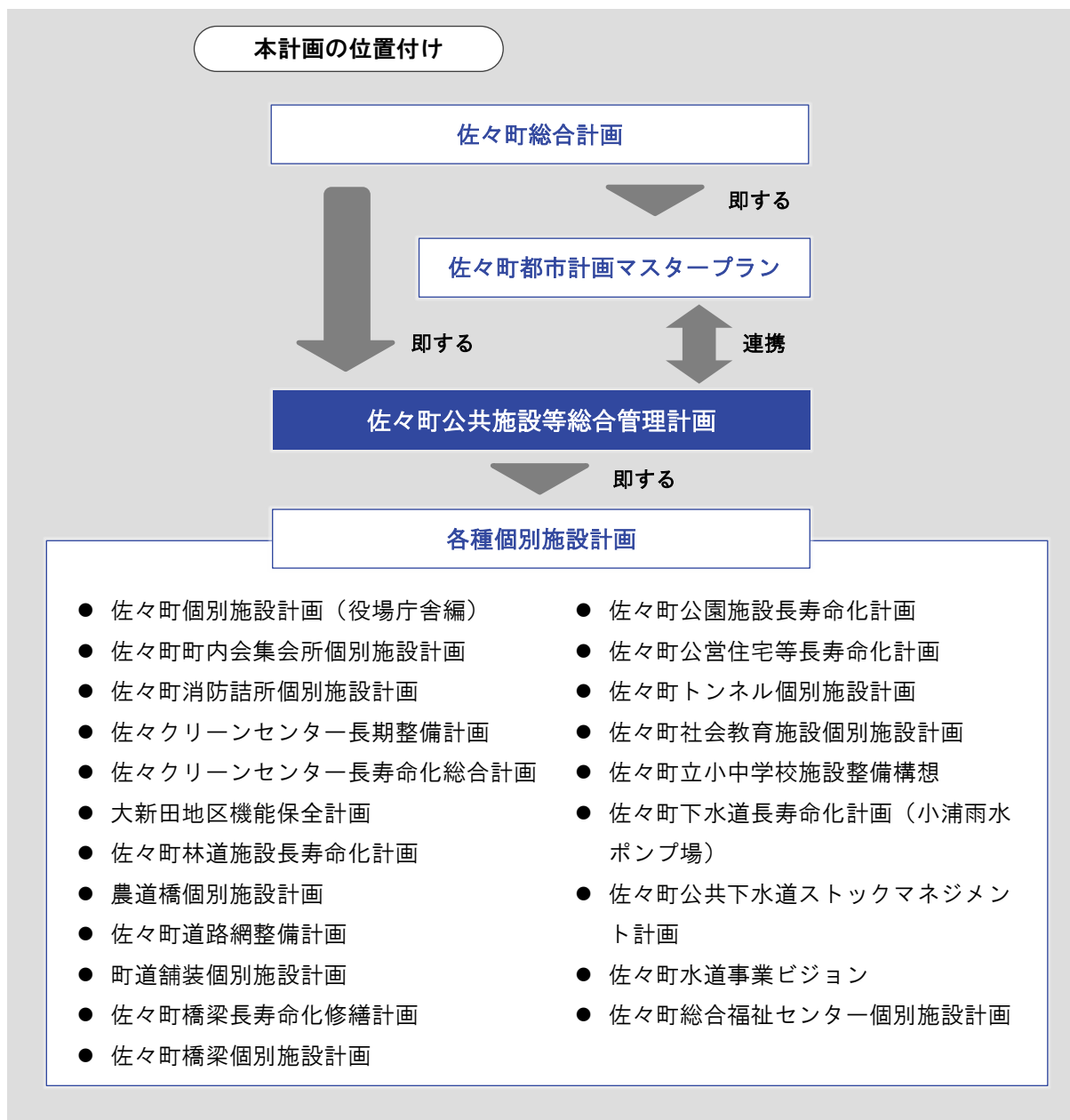
しかしながら、本町をとりまく社会経済情勢も変化しており、ユニバーサルデザイン化や脱炭素社会の形成、SDGsの達成に向けた取組みの推進等の社会的要請の下、公共施設等に求められる機能もより多様化、高度化しています。そして、国からはこのような社会情勢の変化を踏まえ公共施設等総合管理計画の見直しに向けた要請があり、令和3年1月には総務省より「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」が発行されました。

そこで本町においても、このような国からの要請を踏まえ、また、各種公共施設等の具体的な維持管理方針を定めた公共施設等個別施設計画も考慮しつつ、町の将来を担う次世代への過度な負担とならぬよう本町の公共施設等の維持管理・運営・更新のより一層の効率化を図るため、この度、同計画の改訂を行うものとなりました。

2 本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「佐々町総合計画」に基づき作成するため、本計画の内容は佐々町総合計画の内容に即するものとします。

また本計画は、個々の公共施設等の維持管理や再編等について定める個別施設計画に横断的な方針・目標を提示する計画としての役割を有するものであり、本計画の目標を実現するための施設ごとの具体的な取組内容については、別途策定・見直しを行う個別施設計画において示すものとします。



※令和4年3月時点

3 計画の構成

本計画では、本町をとりまく社会環境や公共施設等の現状、改修更新費用の将来見通し等を踏まえて抽出した課題の解決に向けて、公共施設全体の目標と方針、及び施設類型別の方針を示すとともに、計画の推進に向けた推進体制や維持管理のあり方について記載しています。

4 計画期間

公共施設等の寿命は数十年に及ぶものであり、維持管理、更新の改善に向けては中長期的な視点による検討が必要となることから、本計画の計画期間は 2016 年度(平成 28 年度)から 2055 年度(令和 37 年度)までの 40 年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や上位計画の改訂等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

2021 年度(令和 3 年度)の見直しは、策定から 5 年が経過し、変化してきた社会的要請へ対応するとともに、上位計画の改訂や個別施設計画が策定されたことを踏まえ、改訂するものです。

5 対象施設

本計画は、本町が保有する公共施設及びインフラ施設を対象とします。

なお、公共施設、インフラ施設は、以下の分類に基づき、数量や方針等の整理を行います。

対象とする公共施設・インフラ施設の分類

対象施設	大分類	中分類
公共施設	市民文化系施設	・ 集会施設 ・ 文化施設
	社会教育系施設	・ 図書館
	スポーツ・レクリエーション系施設	・ スポーツ施設 ・ レクリエーション施設・観光施設
	産業系施設	・ 産業系施設
	学校教育系施設	・ 学校
	子育て支援施設	・ 幼児・児童施設 ・ 幼保・こども園
	保健・福祉施設	・ 高齢福祉施設 ・ その他社会保険施設
	医療施設	・ 医療施設
	行政系施設	・ 消防施設 ・ 庁舎等 ・ その他行政系施設
	公営住宅	・ 公営住宅
	公園	・ 公園
	供給処理施設	・ 供給処理施設
	その他	・ その他施設
インフラ施設	道路	—
	公園	—
	橋梁	—
	上水道施設	—
	下水道施設	—

※公園に建てられた建築物、上水道施設、下水道施設については、公共施設に含めている。

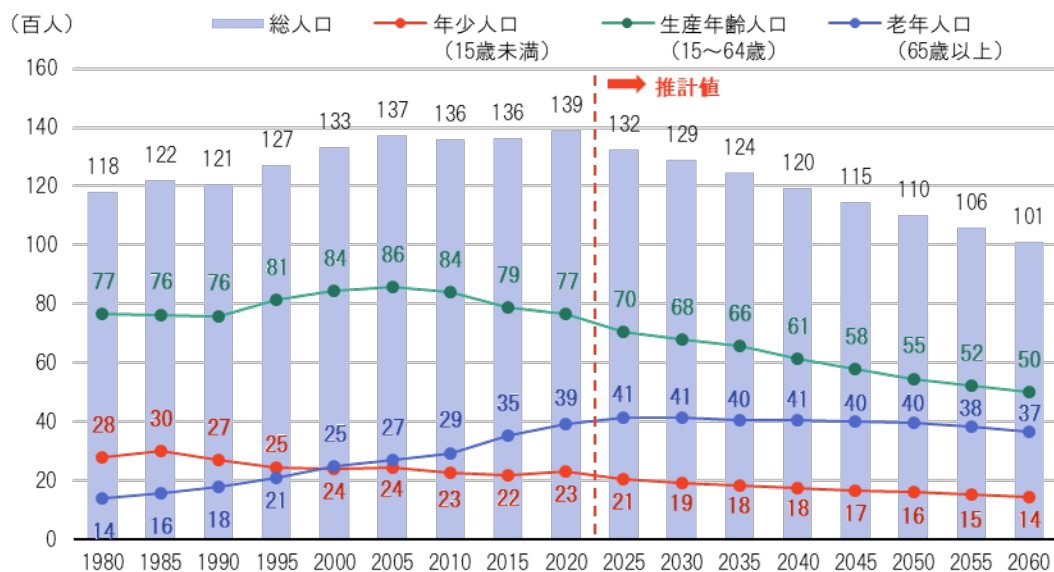
第2章 本町をとりまく社会的状況

1 人口の状況

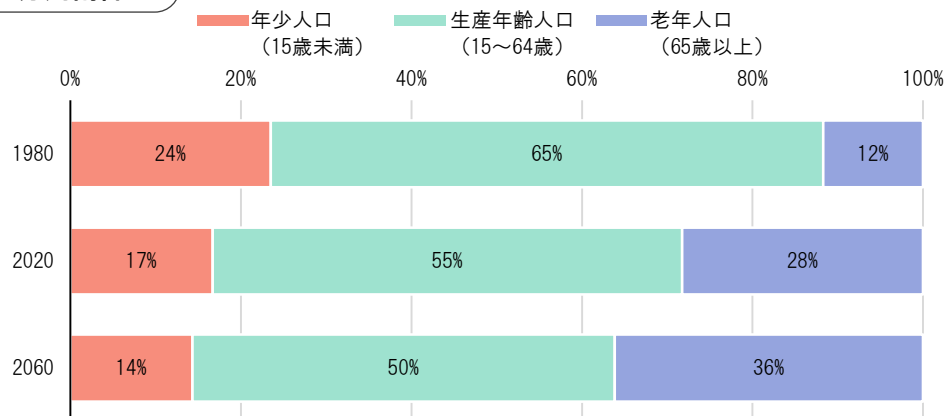
(1) 人口の推移と将来見通し

- 本町の人口は、2020年（令和2年）まで増加傾向で推移しており、2020年（令和2年）では約13,900人となっています。
- 将来人口推計においては2025年（令和7年）以降減少に転じることが予想されており、40年後の2060年（令和42年）の総人口は、2020年（令和2年）から約3割減少して、およそ10,100人となることが予想されています。
- 年齢区分別割合についてみると、生産年齢人口（15～64歳）の割合は今後も低下することが見込まれており、2020年（令和2年）から2060年（令和42年）までの40年間で約5ポイント減少する見通しとなっています。一方、老年人口（65歳以上）の割合は今後も上昇すると予想され、2020年（令和2年）から2060年（令和42年）までの40年間で約8ポイント上昇する見通しとなっています。

人口の推移と見通し



年齢区分別割合

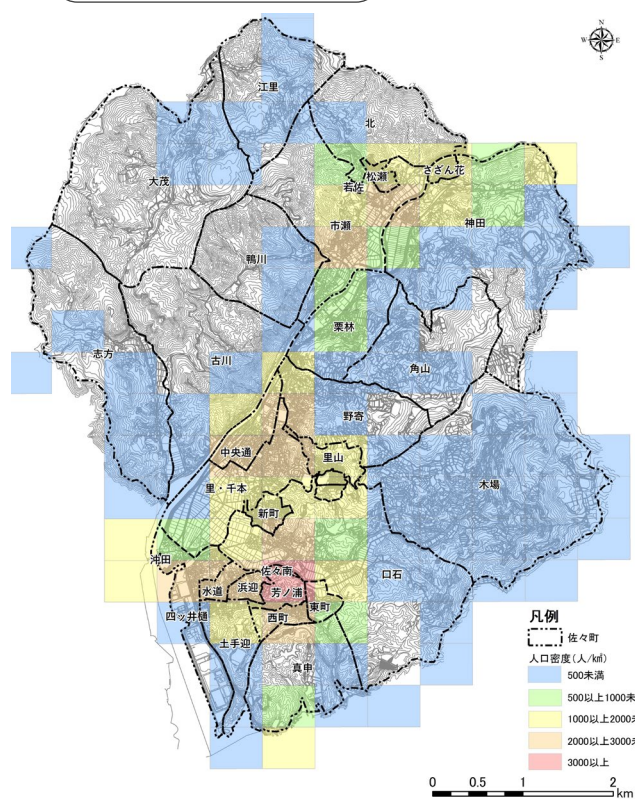


資料：～2020年 総務省「国勢調査」（2015年） 2025年～「第7次佐々町総合計画 令和3年3月」

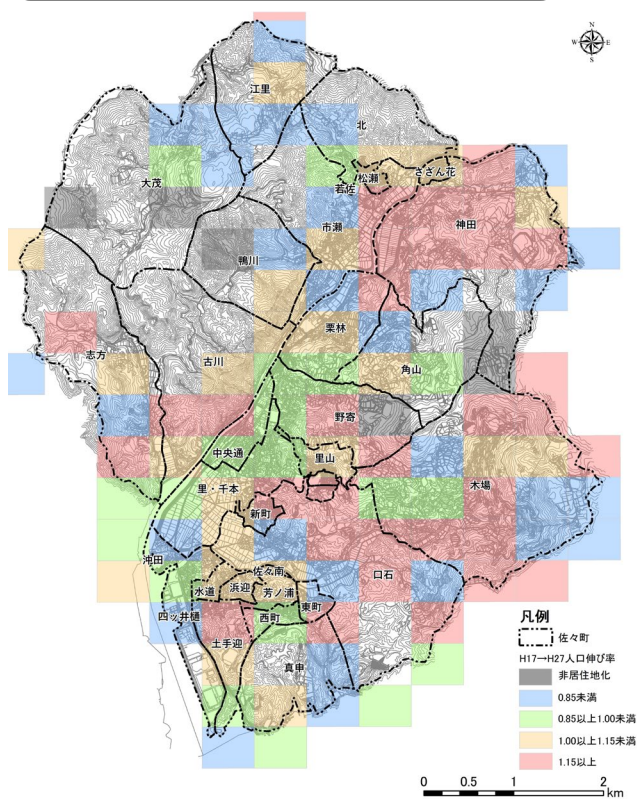
(2) 地区別人口密度と地区別人口増減率

- 500mメッシュによる 2015 年の人口密度をみると、公営住宅が立地している松瀬、新町、佐々南の 3 地区において 5000 人/km²を上回っており、その中でも佐々南地区が 15,942 人/km²と最も人口密度が高い地区となっています。
- 500mメッシュによる 2005 年から 2015 年の人口増減率をみると、人口が増加している地区は北東から南西にかけてのラインに集中しており、特に神田地区においては 36%と高い増加率を示しています。一方、北西部及び南東部では人口が減少傾向にあり、大茂、江里、真申の 3 地区では 2 割以上の減少となっています。

人口密度（2015 年）



人口増減率（2005 年-2015 年比）



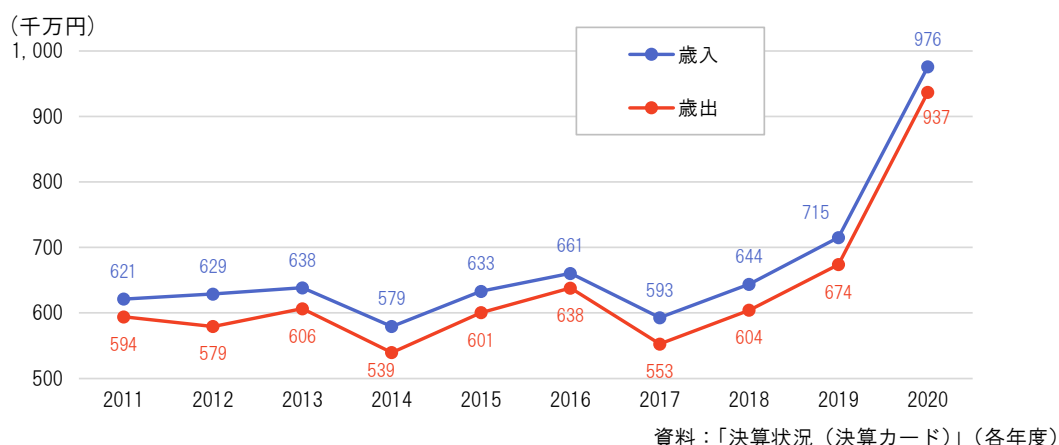
資料：総務省「国勢調査」500mメッシュ（2005 年・2015 年）

2 財政状況

2-1 財政収支

- 過去 10 年間に於ける本町の財政収支をみると、全ての年で歳入が歳出を上回っています。
- また、同 10 年間に於いて、歳入・歳出は 60 億円前後を推移してきましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る影響で 2020 年度（令和 2 年度）は歳入・歳出ともに大きく増加しています。

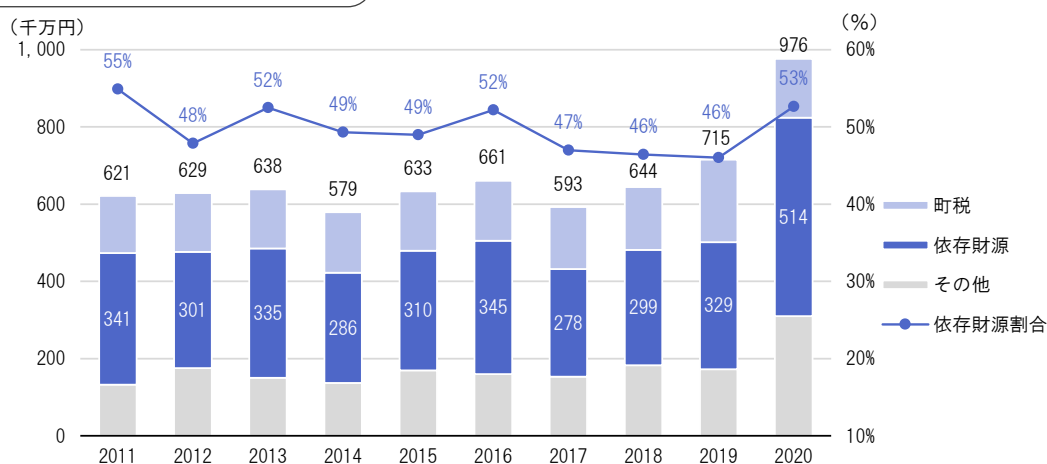
歳入出決算の推移



2-2 歳入

- 歳入全体に占める依存財源の割合は、2011 年度（平成 23 年度）の 54%から 2019 年度（令和元年度）の 46%へと 8 ポイント減少しており、自主財源で賄える割合が増えています。

歳入の推移（一般会計決算）



依存財源：国や県の意思決定に基づき収入される財源。

自主財源：町が自主的に収入する財源。（町税、使用料及び手数料、財産収入、諸収入、繰入金など。）

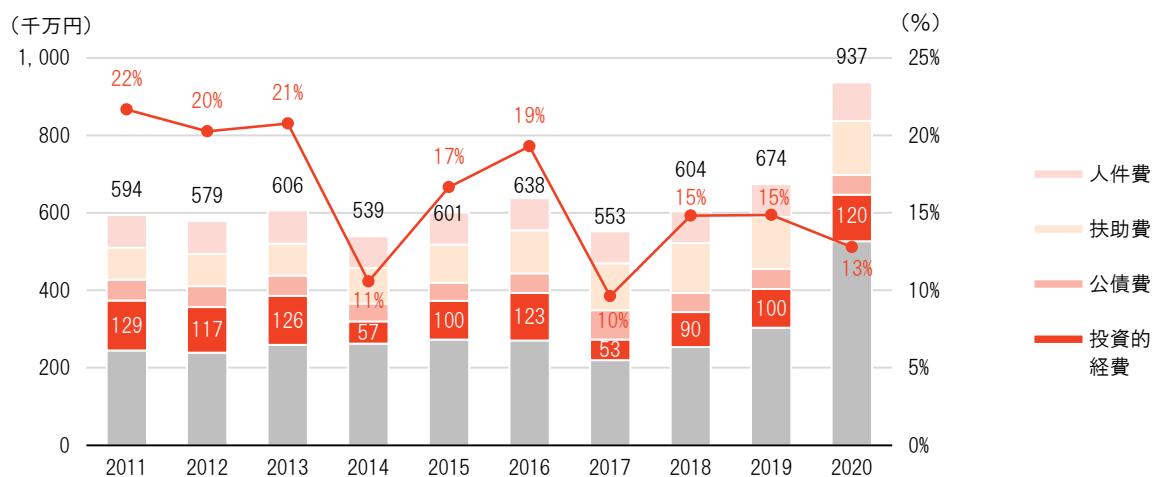
資料：「決算状況（決算カード）」（各年度）

2-3 歳出

(1) 歳出総額

- 費目別にみると、投資的経費は年により変動が大きいものの減少傾向、扶助費は増加傾向で推移しています。

歳入の推移（一般会計決算）



義務的経費：支出が義務付けられており、任意に削減できない経費。

職員等への人件費、生活保護法、老人福祉法、児童福祉法などの各種扶助の支出経費（扶助費）、町債の元金及び利子の返済に充てる経費（公債費）。

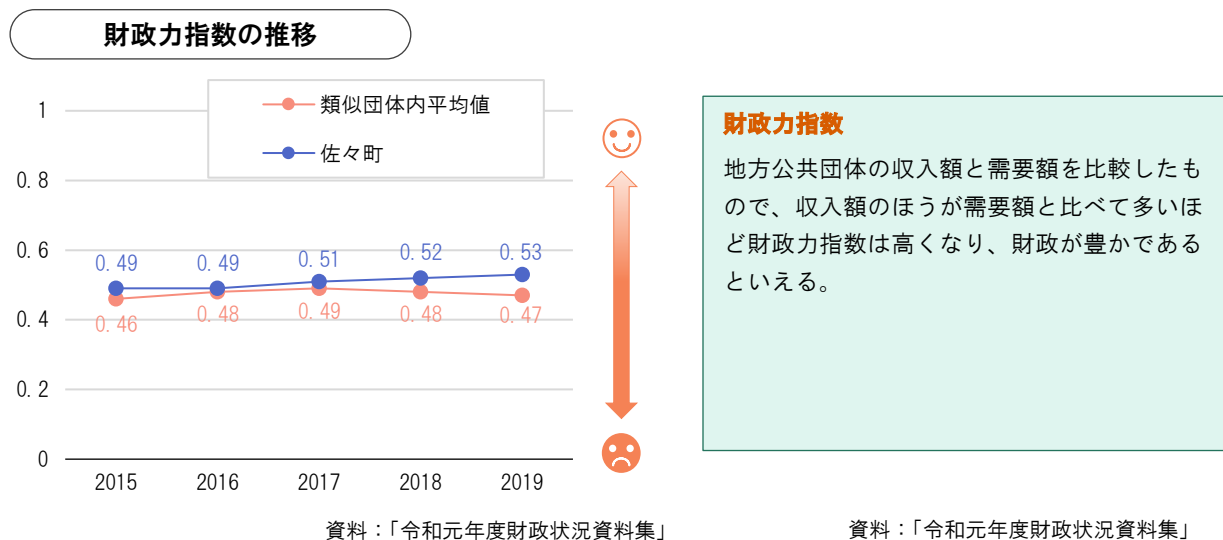
投資的経費：道路、学校などの公共施設等の建設及び災害時の復旧に充てる経費。

資料：「決算状況（決算カード）」（各年度）

2-4 財政指標

(1) 財政力（財政力指数）

- 財政力指数は、類似団体内平均値とほぼ同水準で推移していますが、近年では類似団体内平均値が減少する中、本町では増加傾向となっています。

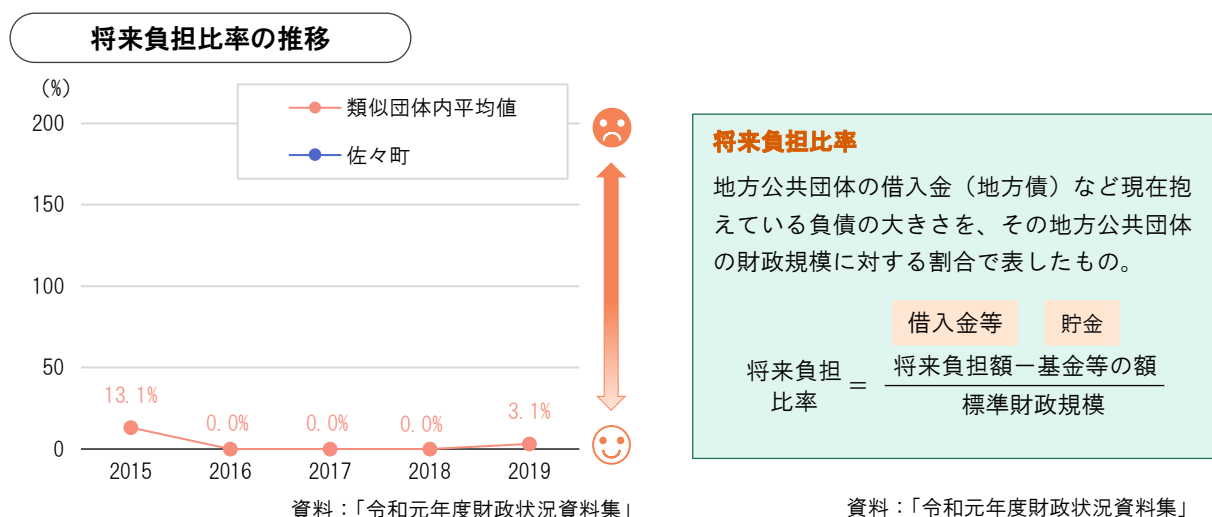


※類似団体：人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体のこと。

佐々町は、Ⅲ-2（人口1万人以上1万5千人未満・産業構造Ⅱ次、Ⅲ次80%以上かつⅢ次55%以上）に分類されている。

(2) 将来負担の状況（将来負担比率）

- 将来負担比率は、将来負担額よりも基金等の額が多いため、5年連続で比率はマイナスの値となっています。（資料中に具体的数値の記載がないため、図中には表示されていません。）
- 今後、公共施設の老朽化対策や庁舎建て替え事業の実施による基金等の減少などにより、比率が上昇する可能性があります。



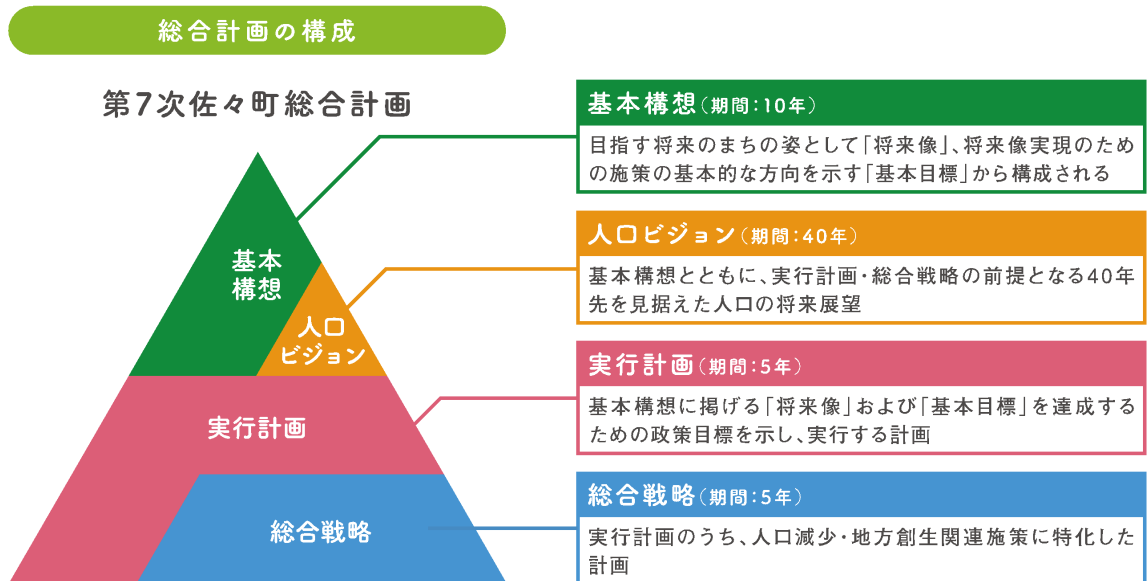
第3章 上位・関連計画の整理

1 第7次佐々町総合計画

○計画期間：2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）

○総合計画の構成：

基本構想、人口ビジョン、実行計画、総合戦略に加え「SDGsについて」、「町民意識調査結果」が掲載されています。



出典：「第7次佐々町総合計画」

1-1 基本構想

(1) 町の将来像

「暮らしたいちばん！ 住むならさざ ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」

(2) まちづくりの基本目標

基本目標①	「医療・福祉」が充実したやさしいまち
基本目標②	「教育・文化」で輝くまち
基本目標③	「生活・安全」を大切にするまち
基本目標④	「自然・環境」を守り続けるまち
基本目標⑤	「自然・環境」を守り続けるまち
基本目標⑥	「行政・財政」が持続可能なまち
基本目標⑦	「情報共有・協働」のみんなのまち

1-2 人口ビジョン

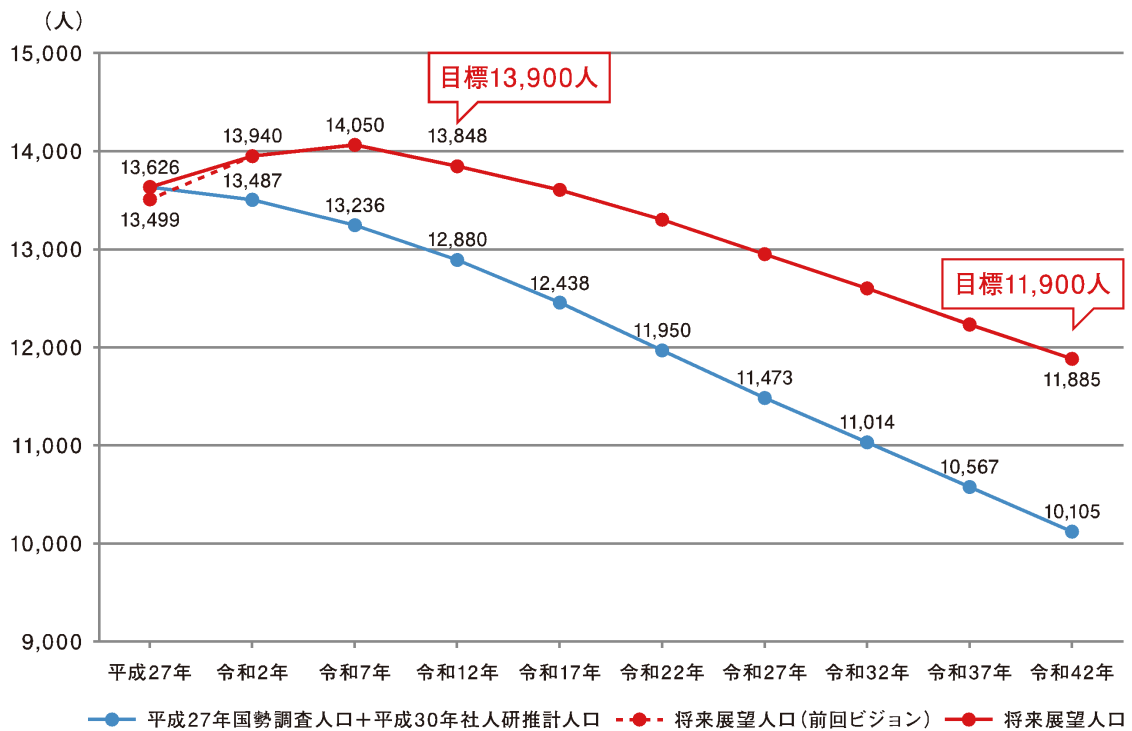
(1) 将来展望人口

本町の将来展望人口は、

10年後の令和12(2030)年に13,900人

40年後の令和42(2060)年に11,900人に留めることを目標とします。

将来人口の現状推移と将来展望人口



※令和2年国勢調査の速報値は、13,923人、確定値は、令和3年9月頃に公表予定です。

出典：「第7次佐々町総合計画」

1-3 実行計画

(1) 基本目標と戦略目標

実行計画に示された基本目標と基本戦略は次の通りです。

	基本目標	No	戦略目標
暮らしの みんなが輝き、 みんなで創るまち	基本目標1 「医療・福祉」が 充実した やさしいまち	1	1-1 一人一人が健康づくりを進められる環境をつくる
		2	1-2 誰もが安心できる医療体制を整える
		3	1-3 安心して出産・子育てができる環境をつくる
		4	1-4 高齢者が自立した生活を送れる仕組みをつくる
		5	1-5 障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるまちづくりを進める
		6	1-6 社会保障が充実し、健康で安心した生活環境を整える
住むなら ふんふん	基本目標2 「教育・文化」で 輝くまち	7	2-1 「生きる力」を育む学校教育を充実する
		8	2-2 学校・家庭・地域が連携協力し子どもの教育を充実する
		9	2-3 生涯にわたって学ぶことができる機会をつくる
		10	2-4 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を充実する
		11	2-5 歴史や文化財、伝統文化を守り、育てる
		12	2-6 多彩な芸術・文化の充実を図る
	基本目標3 「生活・安全」を 大切にするまち	13	3-1 快適な生活に必要な市街地や施設環境を整える
		14	3-2 身近な交通ネットワークや広域交通ネットワークを確保する
		15	3-3 ライフスタイルに応じた安心の住まいの場を提供する
		16	3-4 まちの中心にふさわしい機能の充実を図る
		17	3-5 水環境を守り、育てる
		18	3-6 おいしく安全な水を供給する
		19	3-7 犯罪や交通事故から町民を守る
		20	3-8 まちの防災力を高め、被害を最小限にとどめる
	基本目標4 「自然・環境」を守り続けるまち	21	4-1 自然と調和した美しいまちをつくる
		22	4-2 ごみの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ないスタイルを確立する
	基本目標5 「産業・観光」で にぎわうまち	23	5-1 消費者ニーズに対応した魅力ある農産物を生産・供給する
		24	5-2 地域に密着した産業を創出・育成し、活力と賑わいのある商店街を形成するとともに、町産業力を強化する
		25	5-3 世代・地域を超えて様々な交流を育む環境をつくる
		26	5-4 出会いから結婚、移住・定住を応援し、多くの人で賑わうまちをつくる
	基本目標6 「行政・財政」が持続可能なまち	27	6-1 機能的かつ効率的な行政運営を行う
		28	6-2 健全な財政運営を行う
	基本目標7 「情報共有・協働」の みんなのまち	29	7-1 情報を適切に管理し、積極的な公開・共有化を進める
		30	7-2 すべての町民が尊重され、生きがいのある社会をつくる
		31	7-3 身近な課題を解決する地域コミュニティを育てる
		32	7-4 自立した町民活動を支援し、町政への町民参画機会を広げ、協働によるまちづくりを進める

出典：「第7次佐々町総合計画」

1-4 総合戦略

(1) 基本目標と基本的方向性

基本目標	基本的方向性
基本目標 1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、まちの未来を担う人材を育成する	● 経済的負担の軽減や、情報提供、相談体制の整備など、結婚・出産・子育てに対する切れ目のない支援を行います。 ● 時代のニーズに応じた教育やキャリア教育を行うとともに、地域住民の協力による体験活動や交流活動、登下校時の見守り活動など、地域ぐるみで子どもたちを育成します。
基本目標 2 誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちをつくる	● 生涯学習やスポーツ交流、地域活動の場を提供するとともに、地域の憩い・交流の場となる公園を地域と協働して維持管理します。また、町立診療所サービスの充実やフレイル対策を実施します。 ● 町として災害時に的確に行動ができるように、防災減災対策を実施するとともに、自主防災組織を育成します。また、災害・緊急時に不可欠な道路ネットワークの整備を進めるとともに、地域公公共交通事業者への支援を実施します。
基本目標 3 町民の生活を支える産業を持続・発展させる	● 商工会や地元金融機関と連携し、意欲ある人材の起業・創業を支援するとともに、地元中小企業が抱える課題を調査分析し、効果的な支援を行います。また、多様な人材の発想を取り入れ、空き店舗を再生します。 ● 意欲ある人材が就農できる環境を充実させるとともに、集落営農組織及び農業生産法人の拡大や耕作放棄地の意欲ある農家への貸し出しを進めます。
基本目標 4 まちの魅力を発信し、新しいひとの流れとつながりをつくる	● 多くの人に佐々町への興味を持ってもらうため、歴史や自然、食、スポーツなど町内の資源を活かした観光コンテンツやイベント開発を行います。また、これらを発信するための、情報発信・交流拠点の整備を行います。 ● ふるさと納税制度を、本町に思いを寄せる人たちからの応援窓口と位置づけ、町産品の魅力発信はもとより、将来の移住・定住につながる「関係人口」を創出・確保します。 ● 町有地を活用して、まちなかを活性化するとともに、県などと連携して本町の魅力的な生活環境を全国に情報発信するなど、移住検討段階から定住に至るまでの総合的な支援を行います。

1-5 SDGs について

(1) 17 の目標と地方公共団体に求められる役割

佐々町総合計画では、SDGs の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、SDGs を原動力とした地方創生を推進することを目指しており、計画には個々の戦略目標と SDGs の各目標との対応が示されています。

目標 (Goal)	説明	自治体が果たしうる役割
 1 貧困をなくそう	(貧困) あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	(飢餓) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	(保健) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
 4 質の高い教育をみんなに	(教育) すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	(ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	(水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	(エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

目標 (Goal)	説明	自治体が果たしうる役割
 8 働きがいも 経済成長も	(経済成長と雇用) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	(インフラ、産業化、イノベーション) 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
 10 人や国の不平等 をなくそう	(不平等) 各国内及び各国間の不平等を是正する。	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられる まちづくりを	(持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
 13 気候変動に 具体的な対策を	(気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを 守ろう	(海洋資源) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われていいます。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさも 守ろう	(陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正を すべての人に	(平和) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	(実施手段) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。	自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

1-6 町民意識調査

以下では、佐々町総合計画の策定に伴い実施された町民意識調査の結果から、公共施設に関連する項目を抜粋しています。

(1) 町民意識調査の概要

実施期間：令和元年 11 月中旬（配布） ～ 令和元年 12 月 6 日（回答締切）

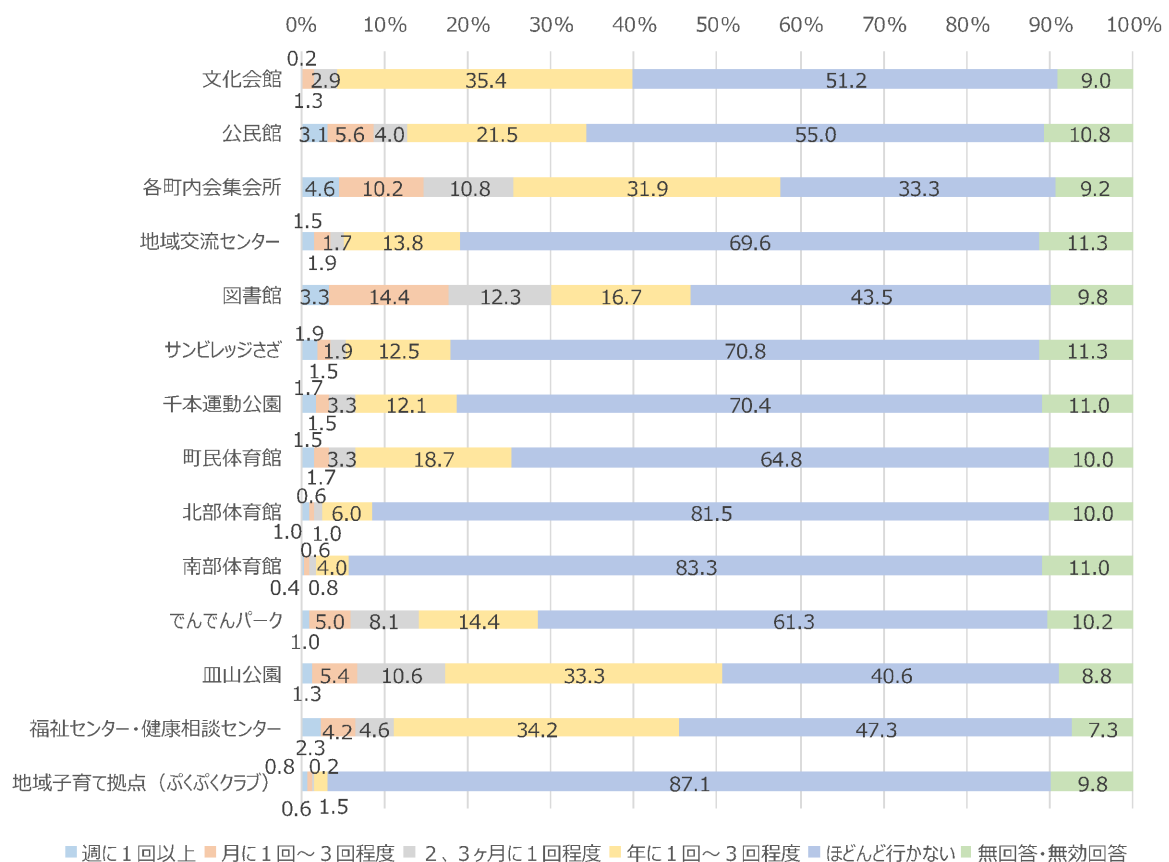
対 象 者：町在住の 18 歳以上の町民（2,000 名を対象）

調査方法：郵送方式（2 週間の留め置き）

回 収 率：26.0%（520 名）

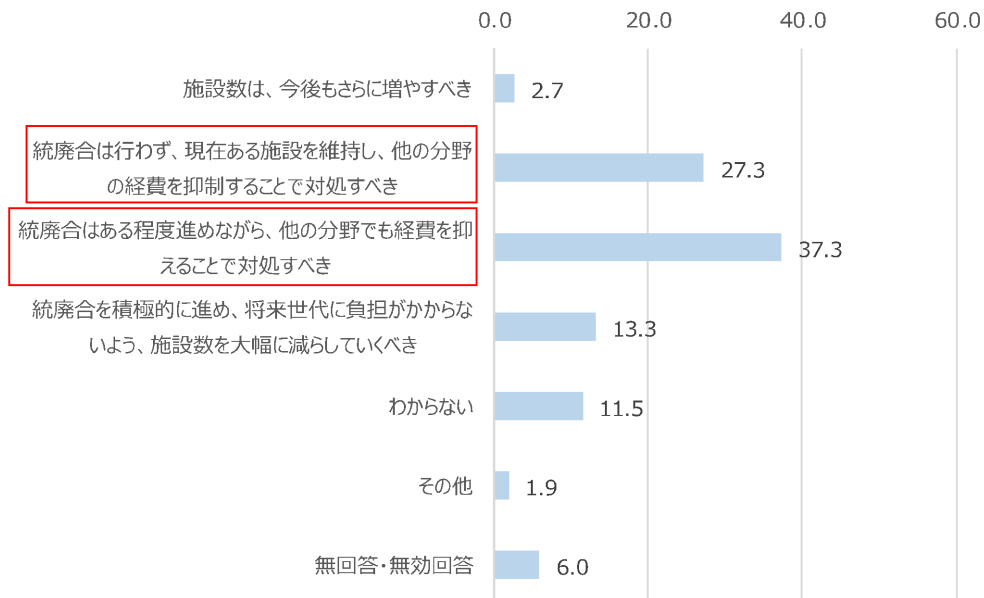
(2) 過去 1 年間における施設の利用回数

- 町内集会所、皿山公園、図書館、福祉センター・健康センターについては、年に 1 回以上の利用（「週に 1 回以上」から「年に 1 回～3 回程度」までの合計）が、4～5 割となっています。



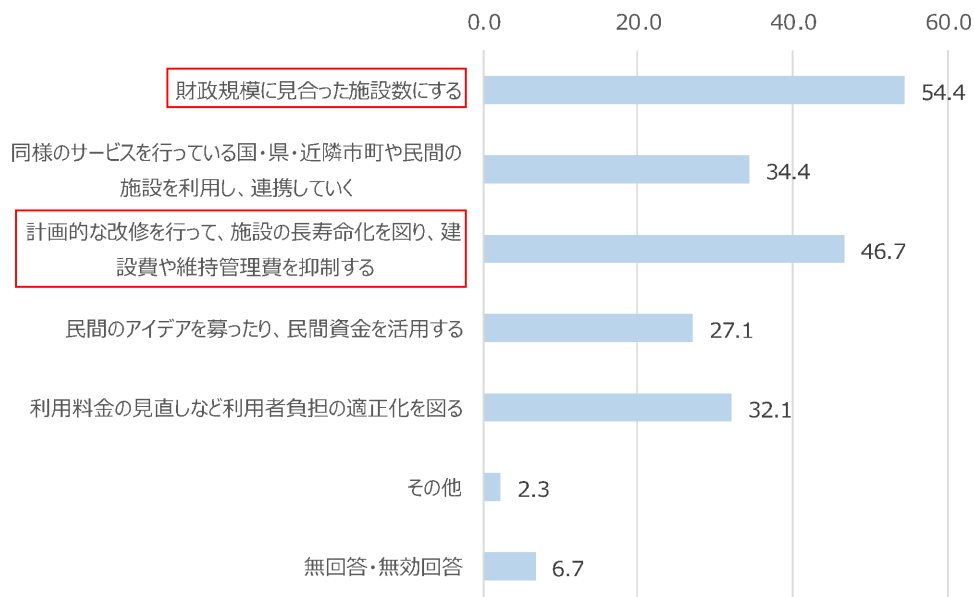
(3) 今後の公共施設のあり方

- 第1位は「統廃合はある程度進めながら、他の分野でも経費を抑えることで対処すべきであり、施設数の減少によって多少の不便が生じることは仕方がないと思う」(37.3%)、第2位は「統廃合は行わず、現在ある施設を維持すべきであり、他の分野の経費を抑制することで対処すべきである」(27.3%)となっています。



(4) 公共施設の建替えや維持管理に必要な財源の不足への対応

- 第1位は「財政規模に見合った施設数にする」(54.4%)、第2位は「計画的な改修を行って、施設の長寿命化を図り、建設費や維持管理費を抑制する」(46.7%)となっています。



2 佐々町都市計画マスタープラン

○計画期間：2022 年度（令和 4 年度）～2041 年度（令和 23 年度）

○都市計画マスタープランの構成：

都市づくりの理念や基本方針、将来人口の見通し、目指すべき将来の都市構造、分野別まちづくり方針等について定めています。

以下に整理した公共施設に関する内容を踏まえ、本計画における公共施設の維持管理方針やあり方の整理、検討を行います。

区分	記載内容
都市づくりの基本理念	これからもずっと 暮らし豊かなまち さざ
都市づくりの基本方針	● 社会の変化に対応した、しなやかで機能的な未来に続くまちづくり ● 豊かな自然環境と共生した、安全・安心なまちづくり ● 周辺地域と連携した、暮らしの豊かさを実現するまちづくり
分野別方針 ※公共施設関連 の記述を抜粋	環境負荷の少ない循環型社会の実現 ● 公共施設等の建替や改修にあたっては、再生可能エネルギーの導入を検討するとともに、高効率な設備システムの導入等による省エネルギー化を図り、ZEB Ready への適合に努めます。 公共施設の維持管理と保有量の適正化 ● 「佐々町公共施設等総合管理計画」に基づき適正な維持管理を行うとともに、特に建築物系施設については、適正な規模を検証し「保有量の適正化」を図ります。 防災・減災機能の強化 ● 公共施設の改修・改築にあたっては、“防災も”まちづくりの視点から、防災・減災機能を付加するなど機能強化を検討します。 公共施設やライフラインの耐震化・不燃化の推進 ● 災害時に防災拠点となる施設や指定避難所、町民生活に必要な上下水道などのライフラインについて、災害時にも機能を発揮できるよう、耐震化・不燃化を推進します。 都市のユニバーサルデザイン化の推進 ● 子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心して日常生活を送れるように、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。 上下水道の快適性の確保 ● 町民生活を支える上下水道の都市基盤について、個別計画の内容に基づきながら計画的・効率的な整備や適切な維持管理を行い、快適で健康的な暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

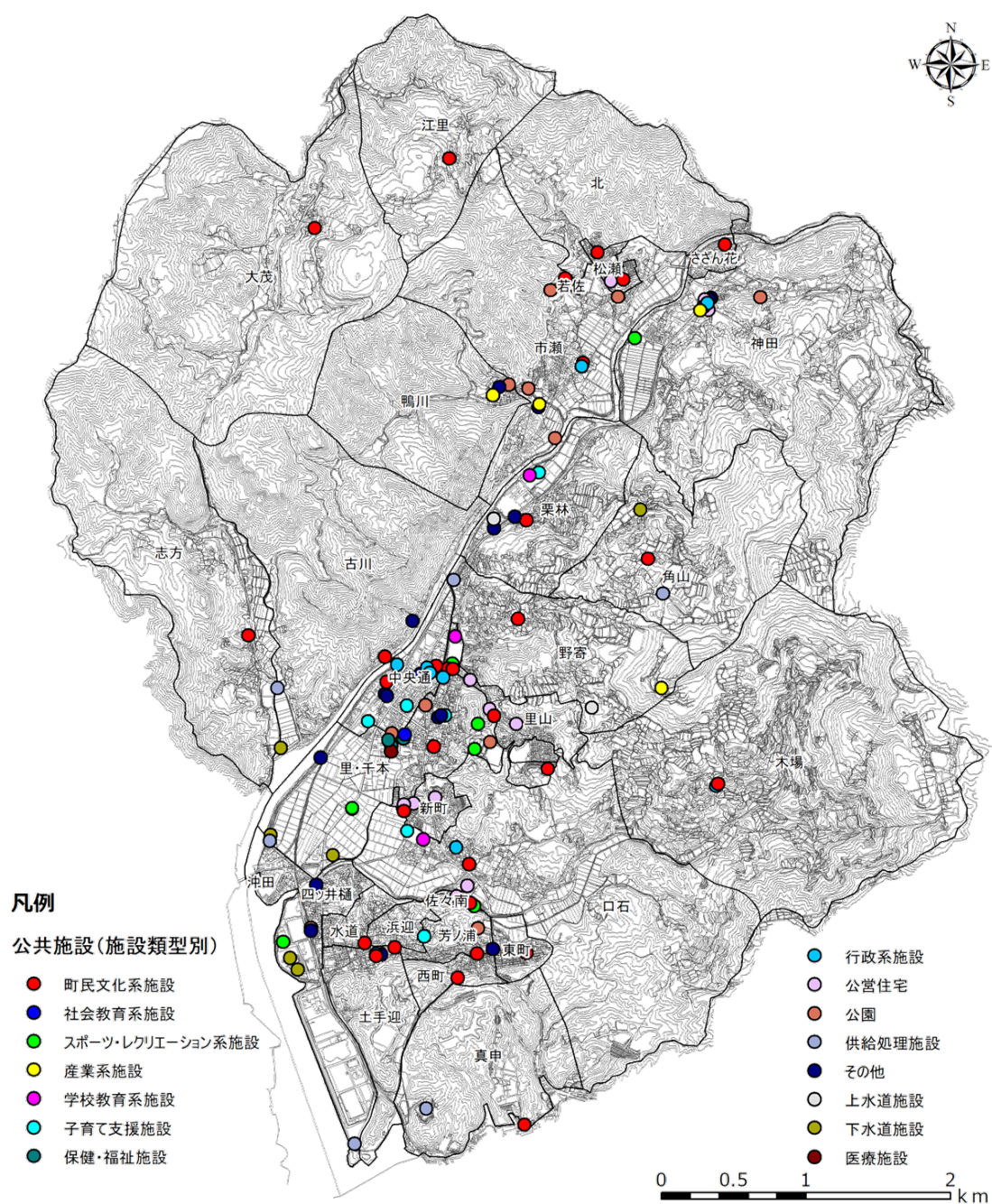
第4章 公共施設等の現状

1 公共施設

1-1 施設分布状況

本町における公共施設の分布状況は次の通りです。

施設分布状況



1-2 施設分類別の状況

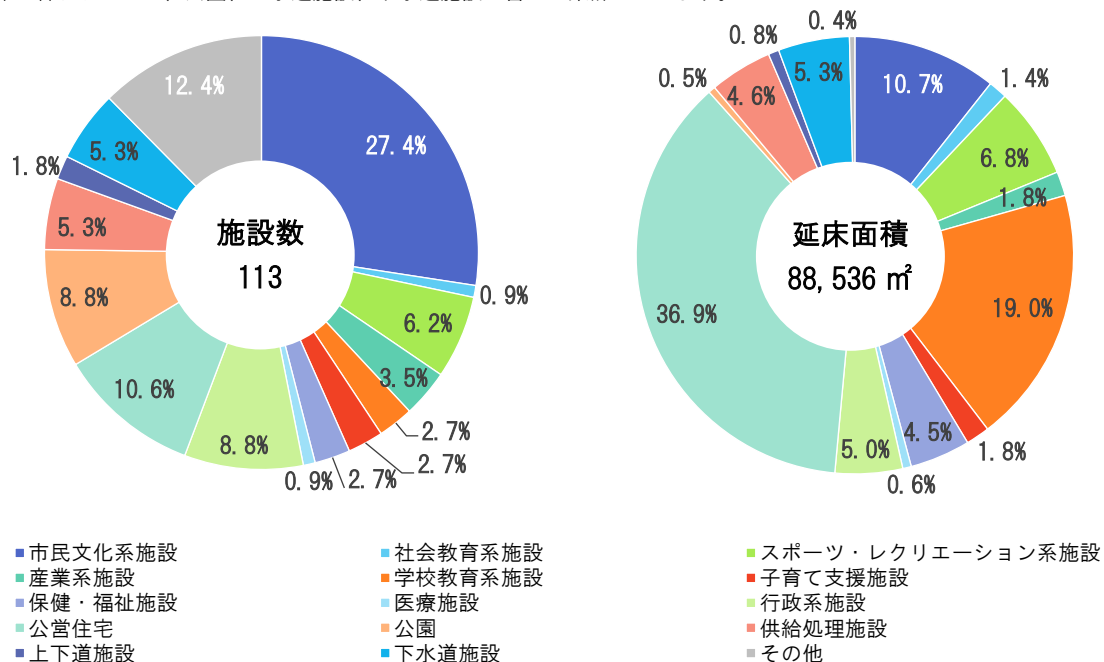
- 本町には113施設（220棟）の公共施設が立地しており、分類別にみると公営住宅（74棟）や集会施設（30棟）、学校（24棟）などの棟数が多くなっています。
- 全施設の延床面積の合計は8.9万㎡であり、分類別では公営住宅（36.9%）、学校（19.0%）、集会施設（8.4%）の面積が高い割合を占めています。

分類別面積

大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積（㎡）
市民文化系施設	集会施設	30（26.5%）	30（13.6%）	7,433（8.4%）
	文化施設	1（0.9%）	1（0.5%）	1,997（2.3%）
社会教育系施設	図書館	1（0.9%）	1（0.5%）	1,230（1.4%）
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	6（5.3%）	8（3.6%）	5,944（6.7%）
	レクリエーション施設・観光施設	1（0.9%）	2（0.9%）	45（0.1%）
産業系施設	産業系施設	4（3.5%）	9（4.1%）	1,584（1.8%）
学校教育系施設	学校	3（2.7%）	24（10.9%）	16,852（19.0%）
子育て支援施設	幼児・児童施設	2（1.8%）	2（0.9%）	253（0.3%）
	幼保・こども園	1（0.9%）	1（0.5%）	1,300（1.5%）
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1（0.9%）	1（0.5%）	116（0.1%）
	その他社会保険施設	2（1.8%）	2（0.9%）	3,839（4.3%）
医療施設	医療施設	1（0.9%）	1（0.5%）	560（0.6%）
行政系施設	消防施設	7（6.2%）	7（3.2%）	727（0.8%）
	庁舎等	2（1.8%）	2（0.9%）	3,255（3.7%）
	その他行政系施設	1（0.9%）	1（0.5%）	432（0.5%）
公営住宅	公営住宅	12（10.6%）	74（33.6%）	32,698（36.9%）
公園	公園	10（8.8%）	17（7.7%）	460（0.5%）
供給処理施設	供給処理施設	6（5.3%）	11（5.0%）	4,097（4.6%）
上水道施設	上水道施設	2（1.8%）	2（0.9%）	700（0.8%）
下水道施設	下水道施設	6（5.3%）	10（4.5%）	4,666（5.3%）
その他	その他	14（12.4%）	14（6.4%）	350（0.4%）
合計		113施設	220棟	88,536㎡

※複合施設（同じ建物内に複数の分類の施設を有しているもの）の場合、それぞれの分類で1棟としてカウントしているため、全体の棟数と分類別の棟数の合計は一致しません。

※本節の各グラフでは、公園、上水道施設、下水道施設も含めて集計しています。

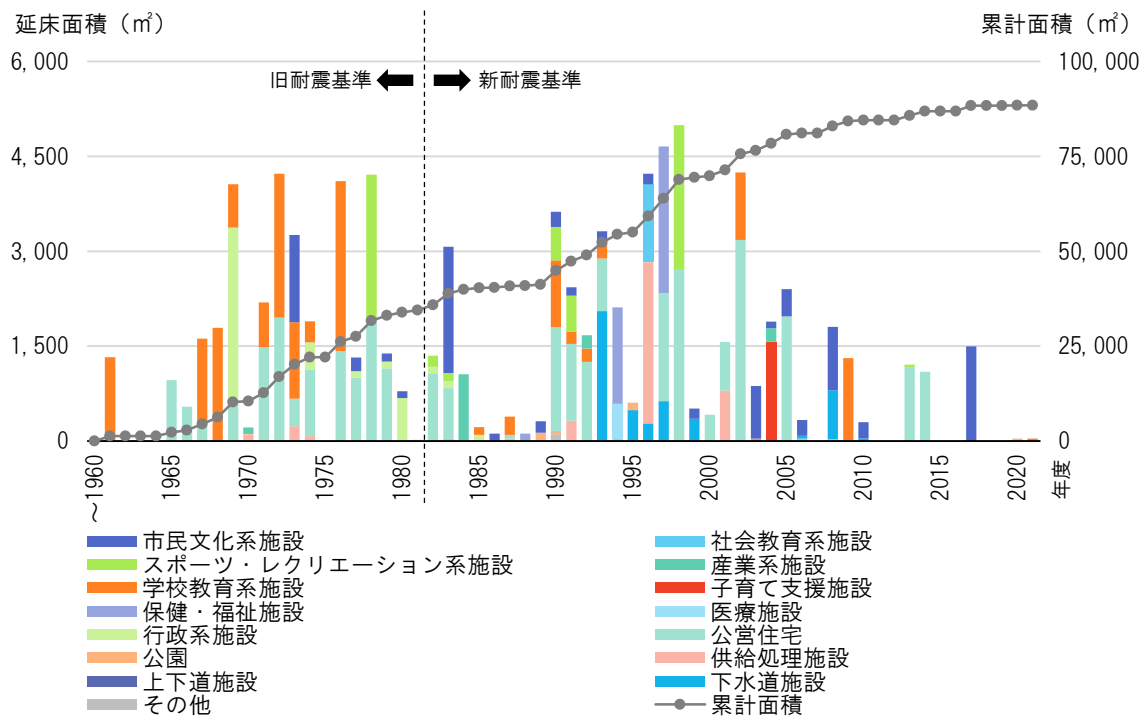


1-3 建設年別の状況

(1) 建設年別延床面積

- 建設年別の延床面積は、1970年代と1990年代に多く整備されており、2005年（平成17年）以降は2,000㎡を超える施設は整備されていません。
- 1998年度（平成10年度）は、スポーツ施設（サン・ビレッジさざ）や公営住宅（口石）が建設されたため延床面積が約5,000㎡と最も多くなっています。

建設年別延床面積



耐震基準

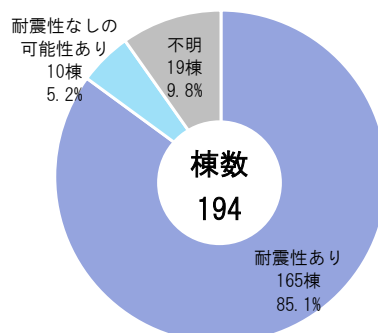
建物の耐震性を確保するために法律によって定められている基準のこと。現在の耐震基準は1981年（昭和56年）の建築基準法の改正によりできたものです。

1981年（昭和56年）以前に建築された建物は「旧耐震基準」、1982年（昭和57年）以降に建築された建物は「新耐震基準」で建てられており、一般的に新耐震基準であれば「耐震性がある」とされています。

なお、旧耐震基準の建物でも耐震改修の実施等により耐震性が確保されているものもあるため、1981年（昭和56年）以前に建築された建物が全て「耐震性がない」というわけではないことに注意が必要です。

耐震化の状況

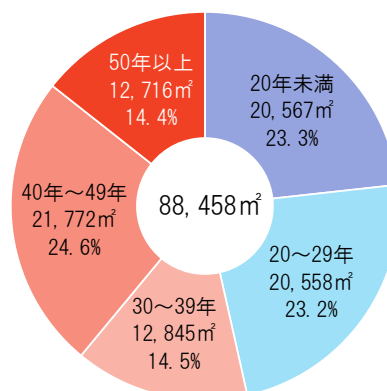
- 本町が保有する公共施設の中で、耐震化の状況について調査を行った194棟のうち、耐震性を有する施設は165棟であり、約85%を占めています。一方、耐震性が不明の施設や耐震性がない可能性がある施設は29棟あり、中でも下水道施設が7棟で最も多くなっています。



(2) 経過年数別延床面積

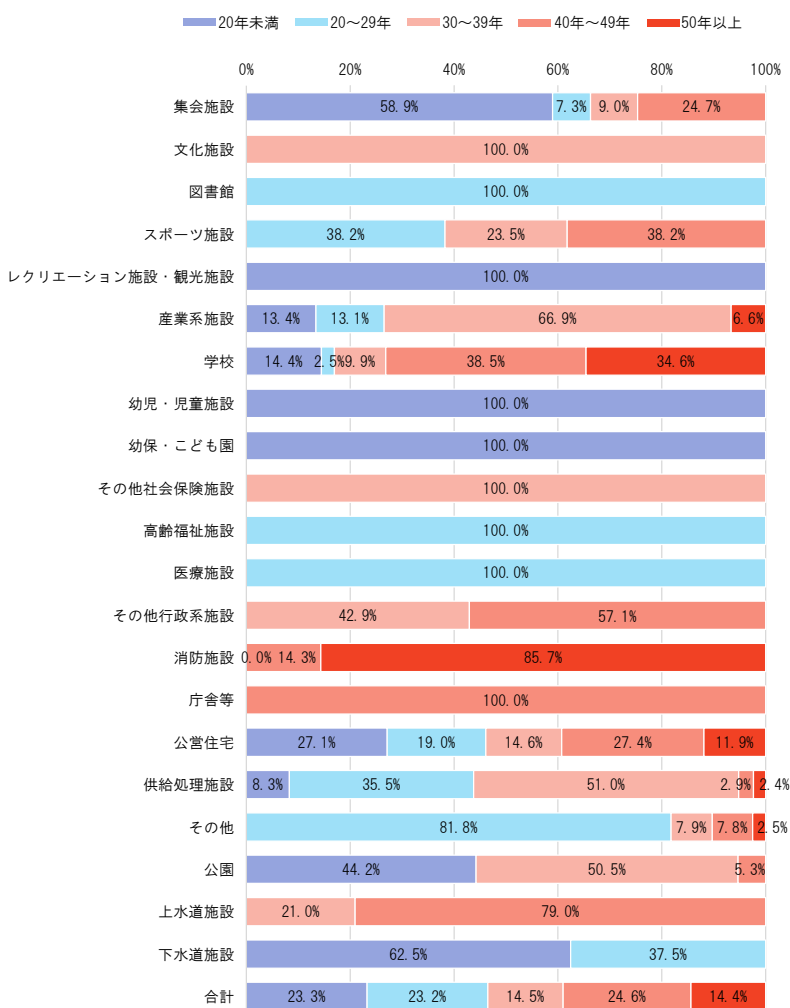
経過年数別延床面積

- 経過年数別の延床面積についてみると、築後 30 年を経過している施設が全体の 53%を占めており、そのうち築 50 年以上の施設は 14%にのぼっています。



施設類型別・経過年数別延床面積

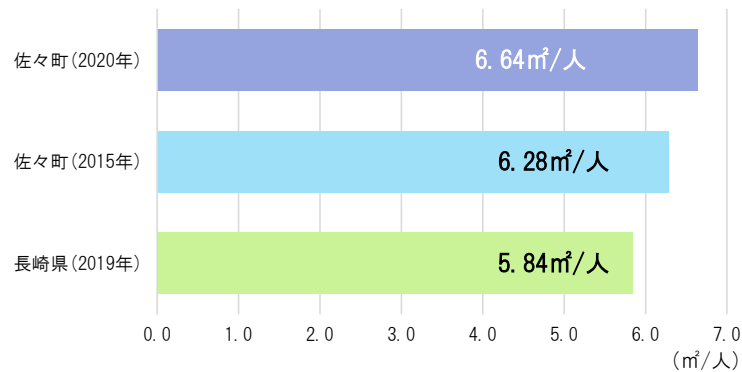
- 築後 50 年以上を経過している施設の面積割合は、消防施設 (85.7%)、学校 (34.6%) で多く、築後 40 年以上経過している施設の面積割合では、同 2 類型に加えて庁舎等 (100.0%)、上水道施設 (79.0%) で約 8 割に達しています。
- 一方、レクリエーション施設・観光施設、幼児・児童施設、幼保・こども園では比較的新しい施設が多く、築後 20 年未満の施設が 100%となっています。



(3) 町民一人当たりの公共施設延床面積

- 本町が保有する公共施設の町民一人当たりの延床面積は 6.64 m²/人であり、長崎県平均の 5.84 m²/人と比較して 0.8 m²/人多くなっています。
- 2015 年（平成 27 年）時点に比べ、人口はほぼ横ばいの中で公共施設の延床面積が増加しているため、1 人当たりの延床面積が約 6%増加しています。

町民一人当たりの公共施設延床面積

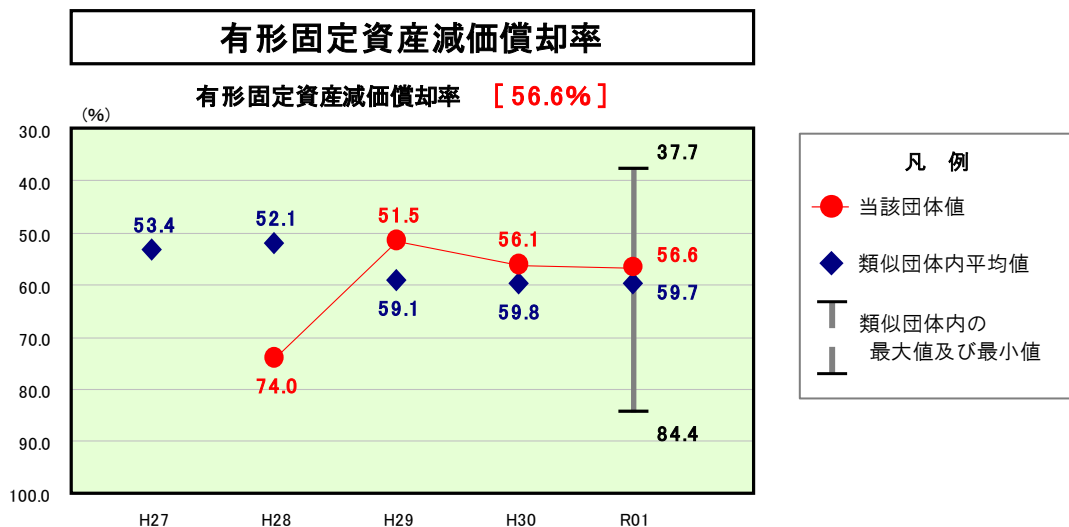


資料：総務省「国勢調査」（令和 2 年）、総務省「公共施設状況調経年比較表」（令和元年度）

(4) 有形固定資産減価償却率

- 有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産の老朽化度合を測定する指標です。減価償却がどの程度進行しているかを示し、100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることを意味します。
- 本町の有形固定資産減価償却率は 56.6%であり、全体として概ね類似団体平均を下回って推移していますが、わずかながら上昇傾向にあります。
- なお類型別にみると、有形固定資産減価償却率は体育館やプール、文化会館などにおいて高い傾向にあります。

有形固定資産減価償却率



出典：佐々町「財政状況資料」（令和元年）

1-4 改修等の実施状況

(1) 大規模改修の実施状況

- 本町では、本計画策定以前から学校の老朽化対策工事をはじめとする各種公共施設等の改修工事を実施しており、令和に入ってから集会所やスポーツ施設、公営住宅、供給処理施設等を対象に順次改修工事を実施しています。また、改修工事は継続的に取り組む必要があり、施設の長寿命化の観点からも、利用者の安全確保の観点からも、老朽化診断結果等をもとに優先順位をつけた上で、屋根・屋上防水や外壁など建設寿命に係る部位の改修や各種設備機器の改修を計画的に実施しています。

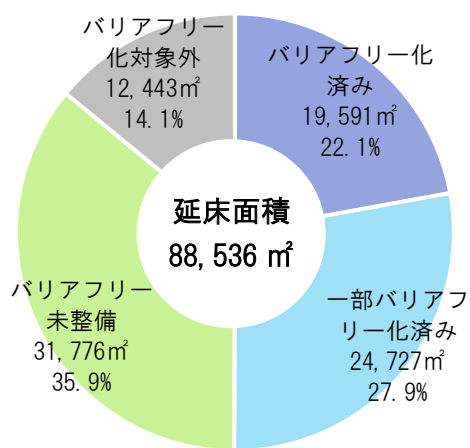
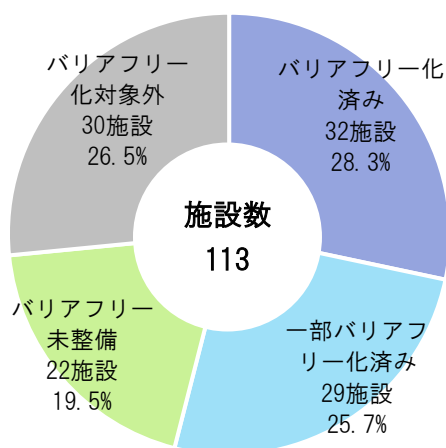
(2) バリアフリー対応状況

- 本町が保有する公共施設 113 施設に対し、バリアフリーに対応している施設は 32 施設であり、「一部バリアフリー化済み」(29 施設)、「バリアフリー未整備」(22 施設)、を合わせると 51 施設においてバリアフリー化が完了していない状況にあります。
- 「バリアフリー未整備」の施設をみると公園（トイレなど）や公営住宅の割合が高くなっています。

※学校は 3 施設とも未整備

※高齢者福祉施設（1 施設）は一部バリアフリー済み

バリアフリー対応状況



※「段差の解消（スロープの設置）」、「エレベーターの設置」、「階段への手すりの設置」、「身障者用トイレの設置」の 4 項目全を満たしている施設を「バリアフリー化済み」、4 項目のうち 1～3 項目を満たしている施設を「一部バリアフリー化済み」としています。

(3) 個別施設計画の策定状況

本町では、平成28年3月の「佐々町公共施設等総合管理計画」策定以降、同計画に基づき以下に示す個別施設計画を策定してきました。

今後は、今回の「佐々町公共施設等総合管理計画」の改訂内容を踏まえ、個別施設計画の策定、見直しを推進していきます。

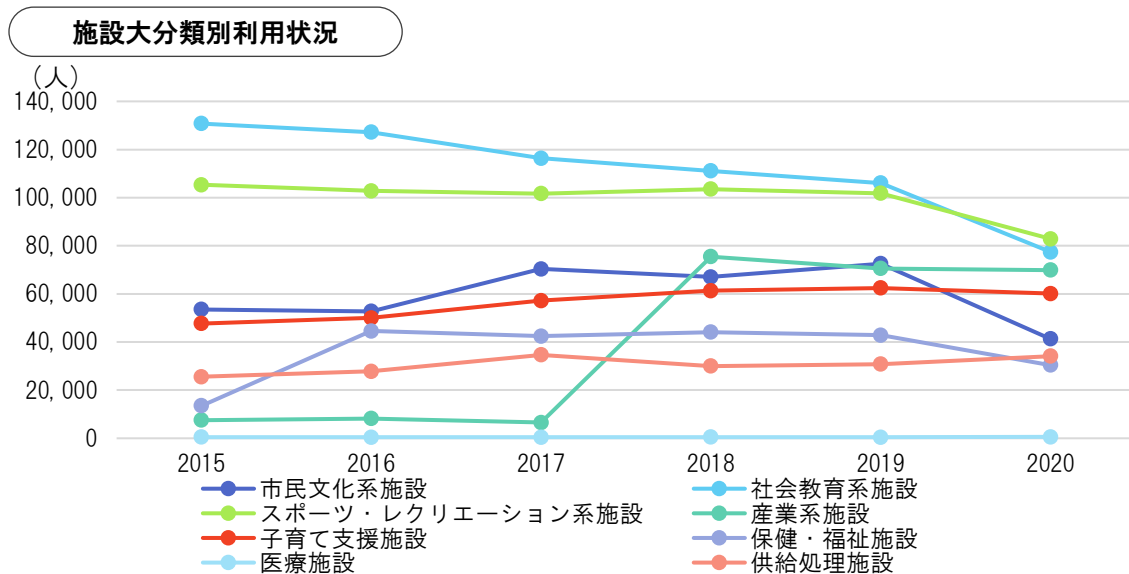
個別施設計画の策定状況

計画名	策定年度	計画期間
佐々町個別施設計画（役場庁舎編）	令和元年度	令和2年度～令和6年度
佐々町町内会集会所個別施設計画	令和2年度	令和3年度～令和12年度
佐々町消防詰所個別施設計画	令和2年度	令和2年度～令和11年度
佐々クリーンセンター長期整備計画	平成29年度	平成29年度～令和3年度
佐々クリーンセンター長寿命化総合計画	令和2年度	令和4年度～令和6年度
大新田地区機能保全計画	平成30年度	令和元年度～令和40年度
佐々町林道施設長寿命化計画	令和2年度	令和2年度～令和6年度
農道橋個別施設計画	令和元年度	令和2年度～令和5年度
佐々町橋梁長寿命化修繕計画	令和元年度	令和2年度～令和11年度
佐々町橋梁個別施設計画	令和元年度	令和2年度～令和11年度
佐々町道路網整備計画	令和元年度	—
町道舗装個別施設計画	平成29年度	令和元年度～令和5年度
佐々町公園施設長寿命化計画	平成28年度	平成29年度～令和8年度
佐々町公営住宅等長寿命化計画	令和2年度	令和3年度～令和12年度
佐々町トンネル個別施設計画	令和2年度	令和2年度～令和11年度
佐々町社会教育施設個別施設計画	令和2年度	令和2年度～令和11年度
佐々町立小中学校施設整備構想	平成29年度	平成30年度～令和10年度
佐々町下水道長寿命化計画（小浦雨水ポンプ場）	平成29年度	平成29年度～令和2年度
佐々町公共下水道ストックマネジメント計画	平成30年度	令和2年度～令和6年度
佐々町水道事業ビジョン	平成27年度	平成28年度～令和7年度
佐々町総合福祉センター個別施設計画	令和3年度	令和3年度～令和12年度

1-5 利用状況

(1) 施設大分類別利用状況

- 利用者集計が可能な施設を対象（※1）とした施設大分類別の利用者の推移についてみると、子育て支援施設の利用者数が増加傾向にある一方、社会教育系施設は減少傾向にあります。
- 2020年（令和2年）以降の新型コロナウイルス感染拡大対策に伴う移動自粛等により、スポーツ・レクリエーション系施設や市民文化系施設などでは2019年（令和元年）からの1年間で大きく減少しています。



※1 利用者集計が可能な施設の利用者数推移

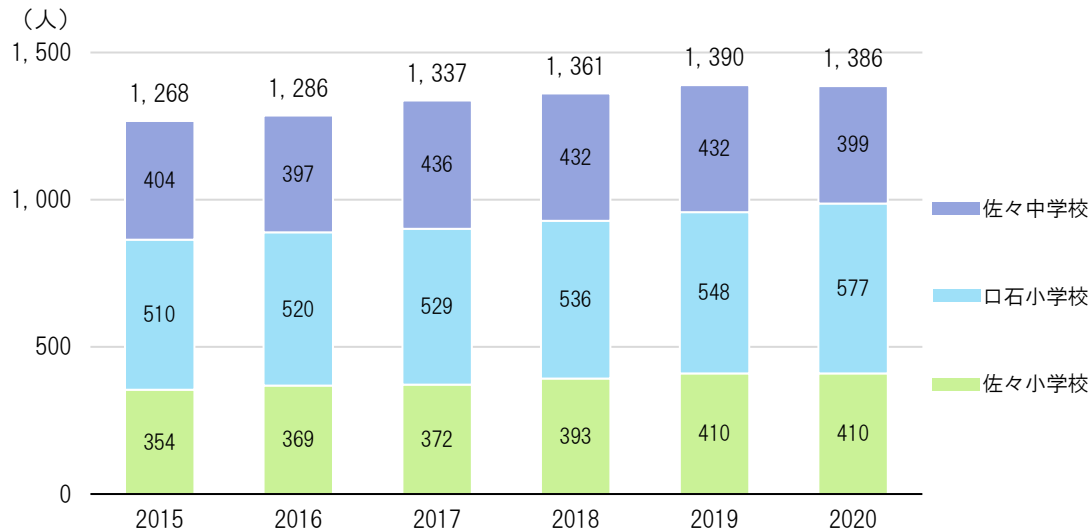
大分類	中分類	施設名称	利用者数（人）					
			2015	2016	2017	2018	2019	2020
市民文化系施設	集会施設	佐々町公民館・勤労青少年ホーム	23,998	25,746	23,724	21,324	20,748	13,808
		佐々町地域交流センター	-	-	18,053	20,252	19,008	16,637
	文化施設	佐々町文化会館	29,533	26,993	28,618	25,459	32,807	10,867
社会教育系施設	図書館	佐々町立図書館	130,815	127,225	116,386	111,137	106,083	77,395
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	南部地区体育館	7,462	7,817	6,439	5,875	5,299	5,729
		佐々町弓道場	4,199	1,780	3,814	3,489	4,888	3,295
		佐々町千本公園プール	2,547	3,025	3,040	2,719	2,329	0
		佐々町勤労者体育センター（佐々町民体育館）	24,411	25,000	23,829	24,239	27,869	15,430
		佐々町勤労者総合スポーツ施設（サン・ビレッジさざ）	51,192	48,117	49,191	52,169	47,036	46,486
		北部地区体育館	6,782	8,618	6,961	6,655	6,237	7,104
	レクリエーション施設・観光施設	佐々町観光情報センター	8,794	8,476	8,462	8,429	8,174	4,841
産業系施設	産業系施設	窯業体験施設	889	915	868	805	769	766
		農業体験施設（ファーム大岳）	6,620	7,236	5,666	4,845	5,258	2,585
		農産物直売所（皿山）	不明	不明	不明	69,854	64,534	66,588
子育て支援施設	幼保・こども園	第2保育所	107	105	100	114	125	130
	幼児・児童施設	口石学童保育館	23,780	26,970	33,930	36,540	38,860	37,120
		佐々学童保育館	23,780	22,910	23,200	24,650	23,490	22,910
保健・福祉施設	その他社会保険施設	佐々町総合福祉センター（福祉センター）	13,475	15,393	16,937	19,794	17,409	11,976
		佐々町総合福祉センター（健康相談センター）	不明	29,174	25,486	24,295	25,394	18,427
供給処理施設	供給処理施設	佐々クリーンセンター	25,554	27,812	34,629	30,008	30,820	34,093
医療施設	医療施設	佐々町国民健康保険診療所	455	406	371	444	404	524

※第2保育所の人数については、在籍者数としている。

(2) 在校生徒数の推移

- 佐々小学校、口石小学校、佐々中学校の在校生徒数の推移についてみると、3校ともに増加傾向で推移しており、2020年（令和2年）の生徒数は佐々小学校が410人、口石小学校が577人、佐々中学校が399人、合計で1,386人となっています。

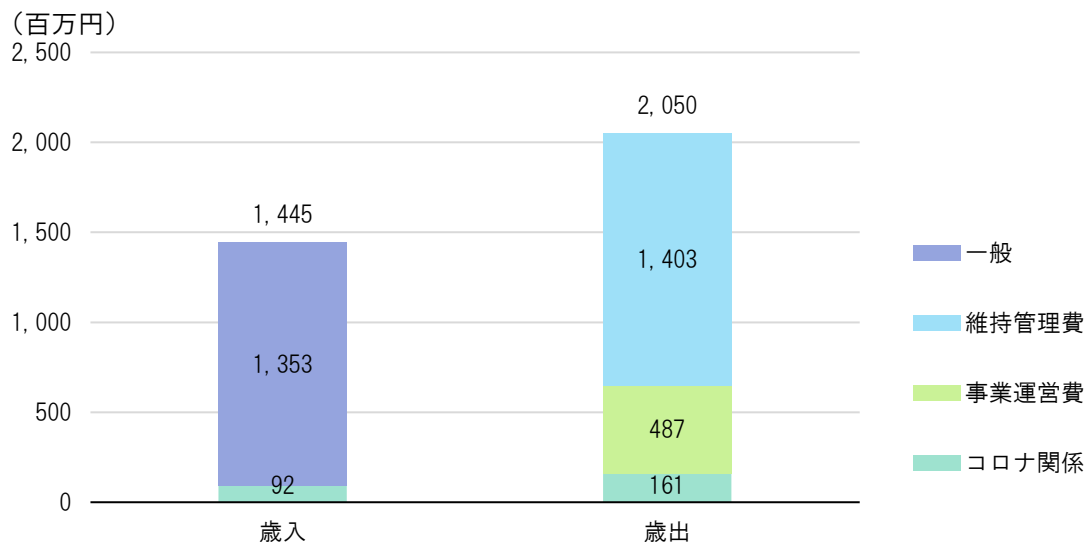
在校生徒数の推移



1-6 歳入と歳出

- 公共施設の維持管理に係る費用について、全体の歳入は約14.5億円、歳出は約20.5億円であり、歳出が歳入を約6億円上回っています。
- 歳出の内訳についてみると、維持管理費が約14.0億円、事業運営費が約4.9億円となっています。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策関係費用は歳入が約9千万円、歳出が約1億6千万円となっています。

維持管理コスト（2020年度）



参考：類型別別維持管理コスト

大分類	中分類	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)	歳入（千円）			歳出（千円）				歳入 -歳出 (千円)
				一般	コロナ 関係	合計	維持 管理費	事業 運営費	コロナ 関係	合計	
市民文化系施設	集会施設	30	7,433.20	1,669	1,922	3,591	24,533	5,882	4,613	35,028	-31,437
	文化施設	1	1,996.73	1,504	947	2,451	5,439	5,391	947	11,777	-9,326
社会教育系施設	図書館	1	1,230.01	41	1,534	1,575	36,366	2,970	1,534	40,870	-39,295
スポーツ・レクリ エーション系施設	スポーツ施設	6	5,944.00	42,769	1,377	44,146	86,818	2,259	1,369	90,446	-46,300
	レクリエーション施設・観光 施設	1	44.95	284	0	0	265	1,600	0	1,865	-1,865
産業系施設	産業系施設	4	1,584.00	4,238	401	4,639	21,692	3,055	401	25,148	-20,509
学校教育系施設	学校	3	16,852.00	182,919	79,790	262,709	281,131	27,428	145,163	453,722	-191,013
子育て支援施設	幼児・児童施設	2	252.87	28,926	0	28,926	33	38,345	0	38,378	-9,452
	幼保・こども園	1	1,299.60	14,507	1,953	16,460	3,887	139,304	452	143,643	-127,183
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	116.00	16	0	16	132	16	0	148	-132
	その他社会保険施設	2	3,839.00	8,431	3,434	11,865	16,383	49,949	2,739	69,071	-57,206
医療施設	医療施設	1	560.04	9,448	547	9,995	1,099	6,969	547	8,615	1,380
行政系施設	消防施設	7	726.50	0	0	0	4,360	0	0	4,360	-4,360
	庁舎等	2	3,255.09	0	0	0	5,528	0	2,214	7,742	-7,742
	その他行政系施設	1	432.00	0	0	0	89	0	0	89	-89
公営住宅	公営住宅	12	32,697.70	210,606	0	210,606	183,460	0	0	183,460	27,146
公園	公園	10	459.52	15,000	0	15,000	31,060	0	0	31,060	-16,060
供給処理施設	供給処理施設	6	4,097.47	43,482	35	43,517	134,324	50,617	36	184,977	-141,460
上水道施設	上水道施設	2	700.30	529,957	0	529,957	527,087	24,147	0	551,234	-21,277
下水道施設	下水道施設	6	4,665.78	258,944	0	258,944	37,778	128,854	0	166,632	92,312
その他	その他	14	349.72	0	477	477	1,180	0	684	1,815	-1,338
合計		113	88,536.48	1,352,741	92,417	1,444,874	1,402,644	486,786	160,699	2,050,080	-605,206

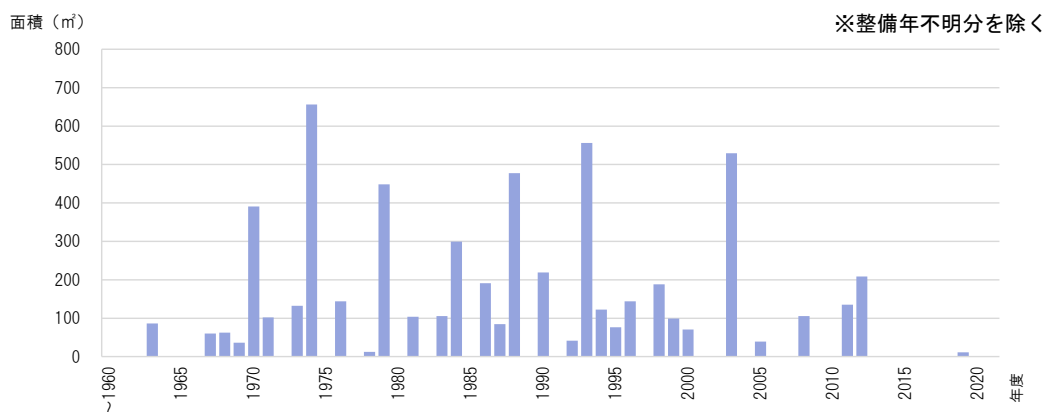
参考：類型別別維持管理コスト（1施設あたり）

大分類	中分類	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)	歳入（千円）			歳出（千円）				歳入 -歳出 (千円)
				一般	コロナ 関係	合計	維持 管理費	事業 運営費	コロナ 関係	合計	
市民文化系施設	集会施設	30	7,433.20	56	64	120	818	196	154	1,168	-1,048
	文化施設	1	1,996.73	1,504	947	2,451	5,439	5,391	947	11,777	-9,326
社会教育系施設	図書館	1	1,230.01	41	1,534	1,575	36,366	2,970	1,534	40,870	-39,295
スポーツ・レクリ エーション系施設	スポーツ施設	6	5,944.00	7,128	230	7,358	14,470	377	228	15,074	-7,717
	レクリエーション施設・観光 施設	1	44.95	284	0	0	265	1,600	0	1,865	-1,865
産業系施設	産業系施設	4	1,584.00	1,060	100	1,160	5,423	764	100	6,287	-5,127
学校教育系施設	学校	3	16,852.00	60,973	26,597	87,570	93,710	9,143	48,388	151,241	-63,671
子育て支援施設	幼児・児童施設	2	252.87	14,463	0	14,463	17	19,173	0	19,189	-4,726
	幼保・こども園	1	1,299.60	14,507	1,953	16,460	3,887	139,304	452	143,643	-127,183
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	116.00	16	0	16	132	16	0	148	-132
	その他社会保険施設	2	3,839.00	4,216	1,717	5,933	8,192	24,975	1,370	34,536	-28,603
医療施設	医療施設	1	560.04	9,448	547	9,995	1,099	6,969	547	8,615	1,380
行政系施設	消防施設	7	726.50	0	0	0	623	0	0	623	-623
	庁舎等	2	3,255.09	0	0	0	2,764	0	1,107	3,871	-3,871
	その他行政系施設	1	432.00	0	0	0	89	0	0	89	-89
公営住宅	公営住宅	12	32,697.70	17,551	0	17,551	15,288	0	0	15,288	2,262
公園	公園	10	459.52	1,500	0	1,500	3,106	0	0	3,106	-1,606
供給処理施設	供給処理施設	6	4,097.47	7,247	6	7,253	22,387	8,436	6	30,830	-23,577
上水道施設	上水道施設	2	700.30	264,979	0	264,979	263,544	12,074	0	275,617	-10,639
下水道施設	下水道施設	6	4,665.78	43,157	0	43,157	6,296	21,476	0	27,772	15,385
その他	その他	14	349.72	0	34	34	84	0	49	130	-96
合計		113	88,536.48	448,128	33,728	481,573	483,998	252,861	54,881	791,737	-310,165

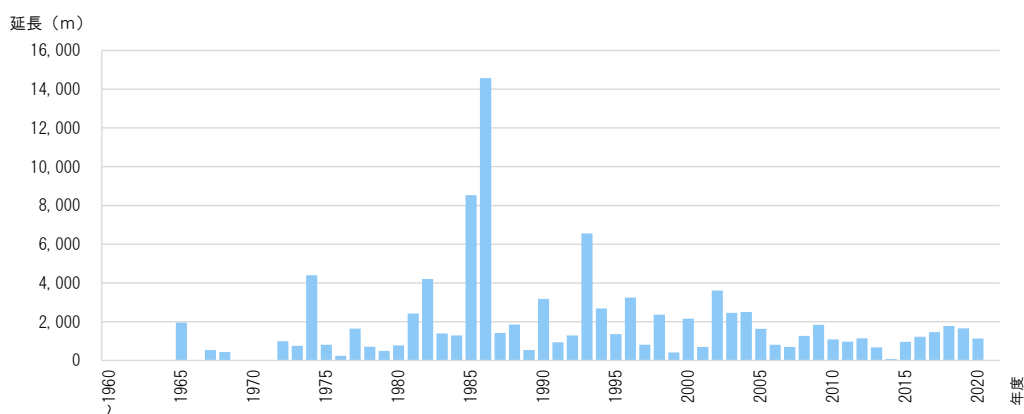
2 インフラ施設

- 2021 年（令和 3 年）3 月時点における本町の一般道路の延長は 161.2km で総面積は 866,154.8 m² となっています。
- 橋りょうは 98 橋、7,365.6 m²あり、昭和 40 年代の高度経済成長期に多くの橋りょうが建設されています。
- 上水道延長は 103.5km、下水道延長は 83.0km となっており、特に上水道は 1980 年代に、下水道は 1990 年代後半に集中して整備されています。

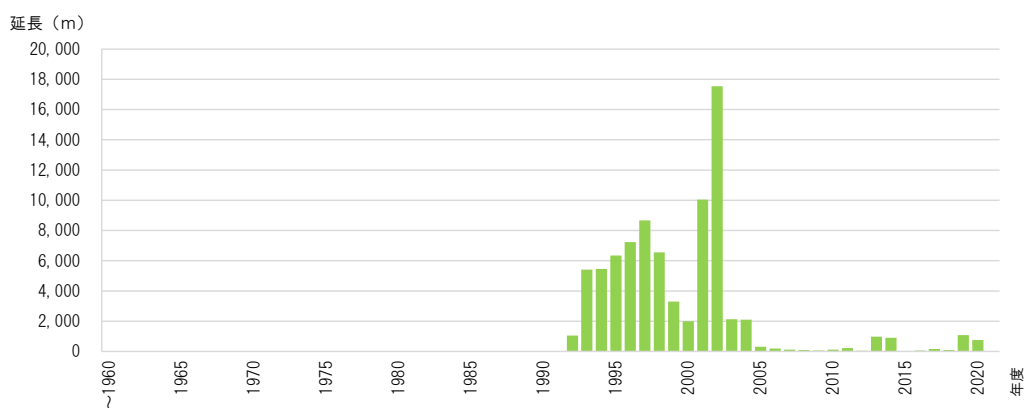
橋りょう年度別整備状況



上水道年度布設状況



下水道年度布設状況

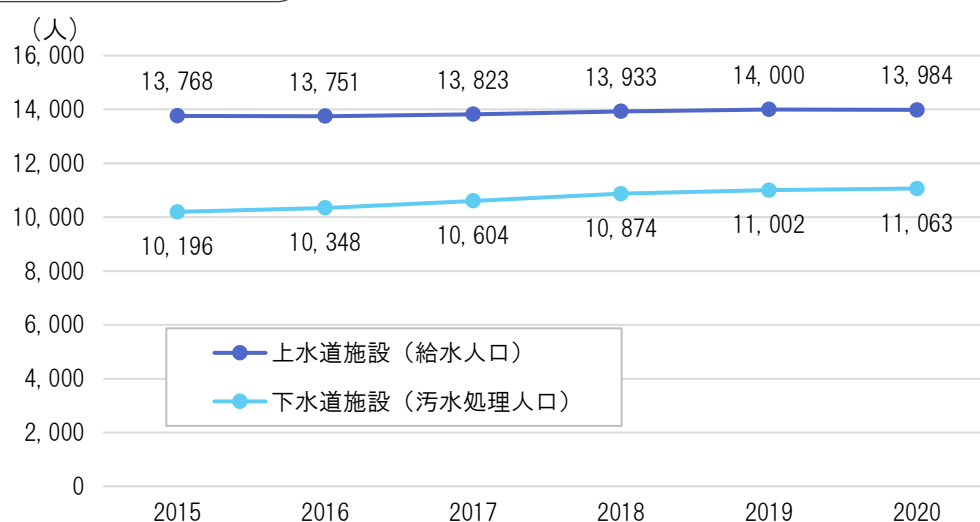


2-1 利用状況

(1) 給水人口及び下水処理人口

- 本町の給水人口及び下水処理人口はともに年々増加しており、令和2年には給水人口が13,984人、汚水処理人口が11,063人となっています。

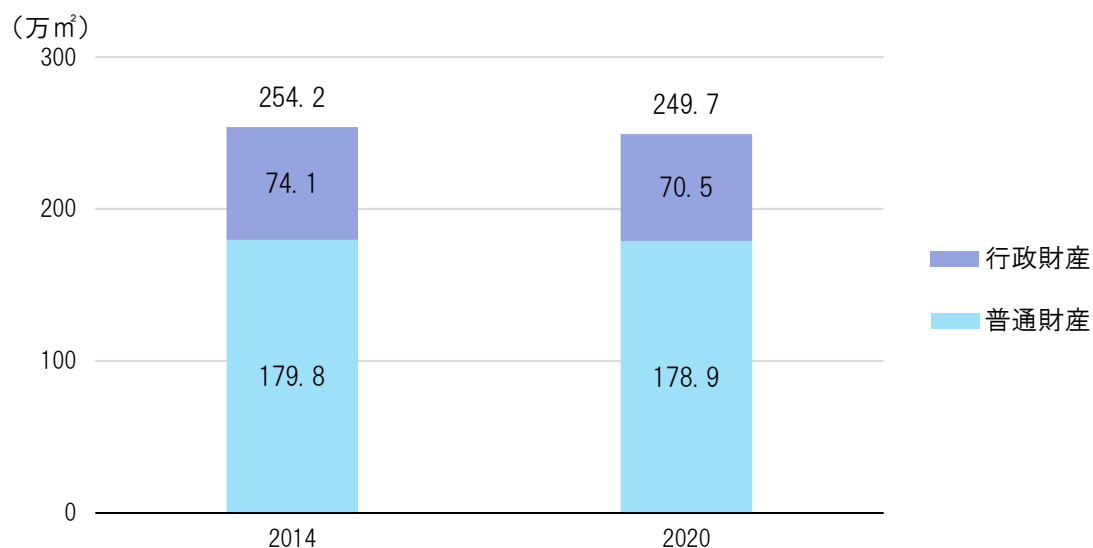
給水人口と下水処理人口



3 町有地

- 本町の町有地面積は、2014年（平成26年）が254.2万㎡、2020年（令和2年）が249.7万㎡であり合計で4.5万㎡減少しています。
- 行政財産、普通財産別にみると、行政財産が3.6万㎡、普通財産が0.9万㎡の減少となっています。

町有地面積



第5章 将来の改修・更新費用の見通し

1 試算条件

「佐々町公共施設等総合管理計画（2016年（平成28年）3月）において将来の改修・更新費用の推計に用いた総務省提供の財団法人自治総合センター更新費推計ソフトの試算条件を基本とし、以下の条件の下で推計を行いました。

1-1 公共施設

公共施設については、①従来型の維持管理を行う場合、②長寿命化型の維持管理を行う場合の2パターンで将来の改修・更新費用の推計を行い、長寿命化型維持管理を行う場合のコスト削減効果について整理を行いました。

(1) 耐用年数

日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」に示される鉄筋コンクリート造等の普通品質の場合（Y60以上）の目標使用年数をもとに、従来型の維持管理の場合は代表値である60年、長寿命型維持管理の場合は上限値である80年としました。

建築物全体の望ましい目標使用年数の級

用途	構造種別	鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
		鉄骨鉄筋コンクリート造		重量鉄骨		軽量鉄骨		
		高品質 の場合	普通品質 の場合	高品質 の場合	普通品質 の場合			
学校・官庁		Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y60以上
住宅・事務所・病院		Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y40以上
店舗・旅館・ホテル		Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y40以上

資料：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

目標使用年数の級の区分の例

級	範囲	代表値	設定・目標使用年数	
			下限値（従来型）	上限値（長寿命化型）
Y100	80～100年	100年	80年	100年
Y60	50～80年	60年（従来型）	50年	80年（長寿命化型）
Y40	30～50年	40年	30年	50年

資料：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

(2) 改修周期

- 従来型維持管理では、大規模改修を築後 30 年、建て替えを築後 60 年で行うものとししました。長寿命化型維持管理では、20 年目と 60 年目に大規模改修、40 年目に長寿命化改修を行い、耐用年数である 80 年目に建替えを行うものとししました。
- 既に大規模改修を行っている場合は、従来型、長寿命化型ともに次に実施する大規模改修、長寿命化改修は計上しないものとししました。
- 従来型では、現時点で大規模改修を行わないまま建築後 31 年以上 40 年未満が経過している場合は、30 年目の大規模改修費用を最初の 10 年間に均等に計上するものとししました。また、現時点で大規模改修を行わないまま建築後 40 年以上が経過している場合は、建替えの時期が近いとため、30 年目の大規模改修は計上しないものとししました。
- 長寿命化型では、大規模改修、長寿命化改修を行わずに該当する経過年数が経過している場合は、20 年以内に次の大規模改修または長寿命化改修が行われるため、当該費用は計上しないものとししました。

改修・更新サイクル

経過年数	構造躯体	
	長寿命化型	従来型
20 年	大規模改修	—
30 年	—	大規模改修
40 年	長寿命化改修	—
60 年	大規模改修	建替え
80 年	建替え	—

(3) 更新単価

- 建替え及び大規模改修、長寿命化型改修の延床面積 1 m²あたりの単価（円/m²）は、「更新費用試算ソフト」（財団法人自治総合センター）に基づき、下表に示すとおりとしました。
- また、長寿命型維持管理の大規模改修費用については、建替え単価の費用の 25%とし、長寿命化改修費用については従来型維持管理の大規模改修と同額を見込むものとししました。

公共施設単価（※建替えについては解体費含む）

大分類	建て替え	従来型	長寿命型	
		大規模改修	大規模改修	長寿命化改修
市民文化系施設	400 千円/m ²	250 千円/m ²	100 千円/m ²	250 千円/m ²
社会教育系施設	400 千円/m ²	250 千円/m ²	100 千円/m ²	250 千円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	360 千円/m ²	200 千円/m ²	90 千円/m ²	200 千円/m ²
産業系施設	400 千円/m ²	250 千円/m ²	100 千円/m ²	250 千円/m ²
学校教育系施設	330 千円/m ²	170 千円/m ²	82.5 千円/m ²	170 千円/m ²
子育て支援施設	330 千円/m ²	170 千円/m ²	82.5 千円/m ²	170 千円/m ²
保健・福祉施設	360 千円/m ²	200 千円/m ²	90 千円/m ²	200 千円/m ²
医療施設	400 千円/m ²	250 千円/m ²	100 千円/m ²	250 千円/m ²
行政系施設	400 千円/m ²	200 千円/m ²	100 千円/m ²	200 千円/m ²
公営住宅	280 千円/m ²	200 千円/m ²	70 千円/m ²	200 千円/m ²
公園	330 千円/m ²	200 千円/m ²	82.5 千円/m ²	200 千円/m ²
供給処理施設	360 千円/m ²	200 千円/m ²	90 千円/m ²	200 千円/m ²
その他	360 千円/m ²	250 千円/m ²	90 千円/m ²	250 千円/m ²

1-2 インフラ施設

(1) 耐用年数及び更新単価

- 各種インフラ施設の耐用年数及び更新単価は、「更新費用試算ソフト」（財団法人自治総合センター）に基づき、次の通りとしました。

耐用年数及び更新単価

対象分野	耐用年数	単価		
道路	15 年	4,700 円/㎡		
橋梁	60 年	448,000 円/㎡		
上水道	40 年	導水管 ／送水管	管径 300mm未満	100 千円/m
			〃 300～500mm未満	114 千円/m
			〃 500～1000mm未満	161 千円/m
			〃 1000～1500mm未満	345 千円/m
			〃 1500～2000mm未満	742 千円/m
			〃 2000mm以上	923 千円/m
		配水管	管径 150mm以下	97 千円/m
			〃 200mm以下	100 千円/m
			〃 250mm以下	103 千円/m
			〃 300mm以下	106 千円/m
			〃 350mm以下	111 千円/m
			〃 400mm以下	116 千円/m
			〃 450mm以下	121 千円/m
			〃 550mm以下	128 千円/m
			〃 600mm以下	142 千円/m
			〃 700mm以下	158 千円/m
			〃 800mm以下	178 千円/m
			〃 900mm以下	199 千円/m
			〃 1000mm以下	224 千円/m
			〃 1100mm以下	250 千円/m
			〃 1200mm以下	279 千円/m
			〃 1350mm以下	628 千円/m
			〃 1500mm以下	678 千円/m
			〃 1650mm以下	738 千円/m
		〃 1800mm以下	810 千円/m	
		〃 2000mm以上	923 千円/m	
下水道	50 年	管径～250mm		61 千円/m
		管径 251～500mm		116 千円/m
		管径 501～1000mm		296 千円/m
		管径 1001～2000mm		749 千円/m
		管径 2001～3000mm		1,680 千円/m

(2) 施設別の試算条件

道路、橋梁、上水道、下水道の試算条件は次のとおりとしました。

施設別の試算条件

施設	試算条件
道路	● 整備面積を更新周期で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより毎年の更新費用を試算する
橋梁	● 更新周期経過後に現在と同じ規模で更新すると仮定し、整備年度別の保有量にそれぞれの更新単価を乗じることにより各年の更新費用を試算する。 ● 試算の時点（2016年度（平成28年度））以前に耐用年数を経過している施設は、初めの5年間で均等に更新費用を割り振る。
公園	● 公園については、多種多様な施設で構成され、統一的な基準を設定して更新費用の試算を行うことが困難なため、更新費用試算の対象外とする。
上水道	● 管路については、更新周期経過後に現在と同じ規模で更新すると仮定し、管径別延長にそれぞれの更新単価を乗じることにより各年の更新費用を試算する。 ● 試算の時点（2016年度（平成28年度））以前に耐用年数を経過している管路は、初めの5年間で均等に更新費用を割り振る。 ● 上水道施設については、公共施設の改修・更新費用の推計に含めて試算を行うものとした。 ● 上水道施設については、2016年度（平成28年度）から2020年度（令和2年度）の5年間の実績値を含め試算を行うものとした。
下水道	● 管路については、更新周期経過後に現在と同じ規模で更新すると仮定し、管径別延長にそれぞれの更新単価を乗じることにより各年の更新費用を試算する。 ● 下水道施設については、公共施設の改修・更新費用の推計に含めて試算を行うものとした。 ● 下水道施設については、2016年度（平成28年度）から2020年度（令和2年度）の5年間の実績値を含め試算を行うものとした。

2 試算結果

2-1 公共施設

本町では、1970 年代と 1990 年台に集中的に整備された公共施設の老朽化に伴い、今後の改修・更新費用の集中、増大が予想されています。

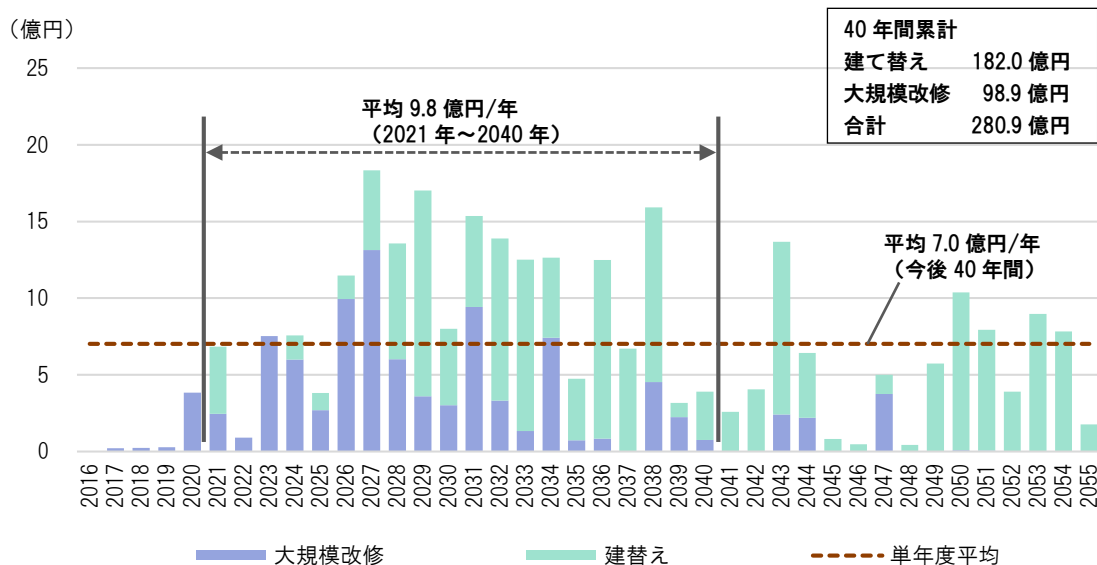
このため、従来の事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理へと転換し、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減と年度ごとの改修・更新費用の平準化を図ることが求められています。

そこで以下では、従来型(事後保全型)の維持管理を行う場合と、長寿命化型(予防保全型)の維持管理を行う場合のそれぞれについて、計画期間 40 年間を対象に改修・更新費用の試算を行い、将来の概略費用を把握するとともに、長寿命化型維持管理への転換に伴う費用の削減効果について確認を行います。

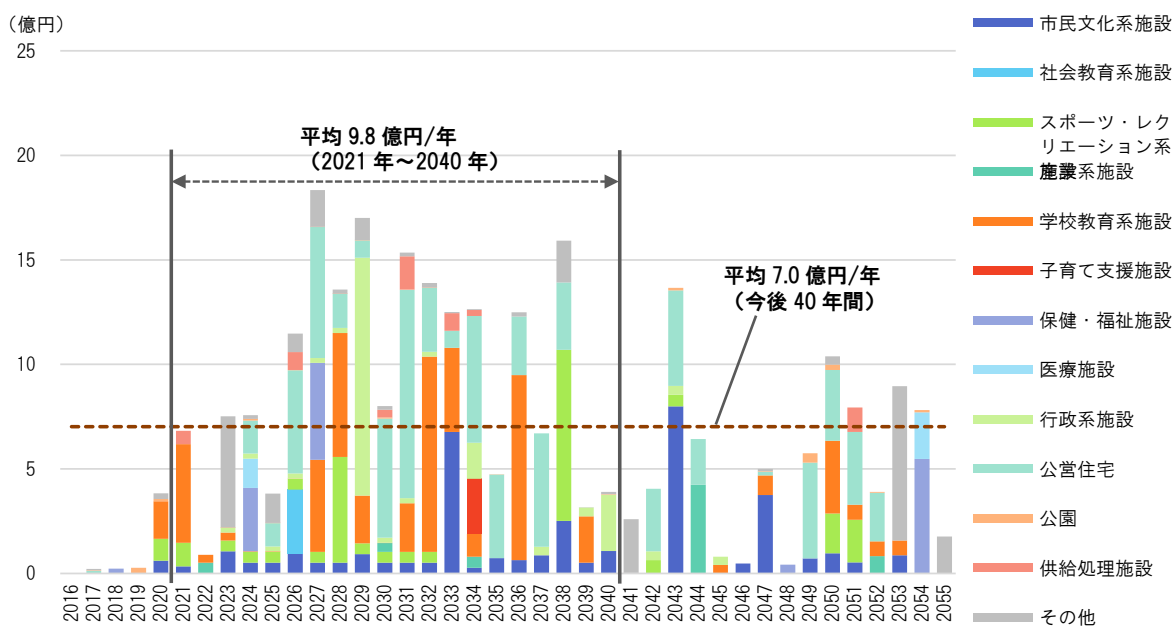
2-1-1 従来型維持管理における改修・更新費用試算結果

- 従来型維持管理における計画期間 40 年間(2016 年(平成 28 年)～2055 年(令和 37 年))の改修・更新費用の累計は、建て替えが 182.0 億円、大規模改修が 98.9 億円であり、合計で 280.9 億円(単年度平均 7.0 億円)と見込まれています。
- 特に改修・更新費用の集中が予想されるのは 2021 年(令和 3 年)から 2040 年(令和 22 年)の 20 年間であり、単年度平均費用は 9.8 億円となります。40 年間平均の 7.0 億円と比較して 2.8 億円高くなるなど、年度ごとの費用のばらつきと特定期間における費用の集中が顕著となっています。

従来型の改修・更新費用試算結果(改修費用・更新費用別)



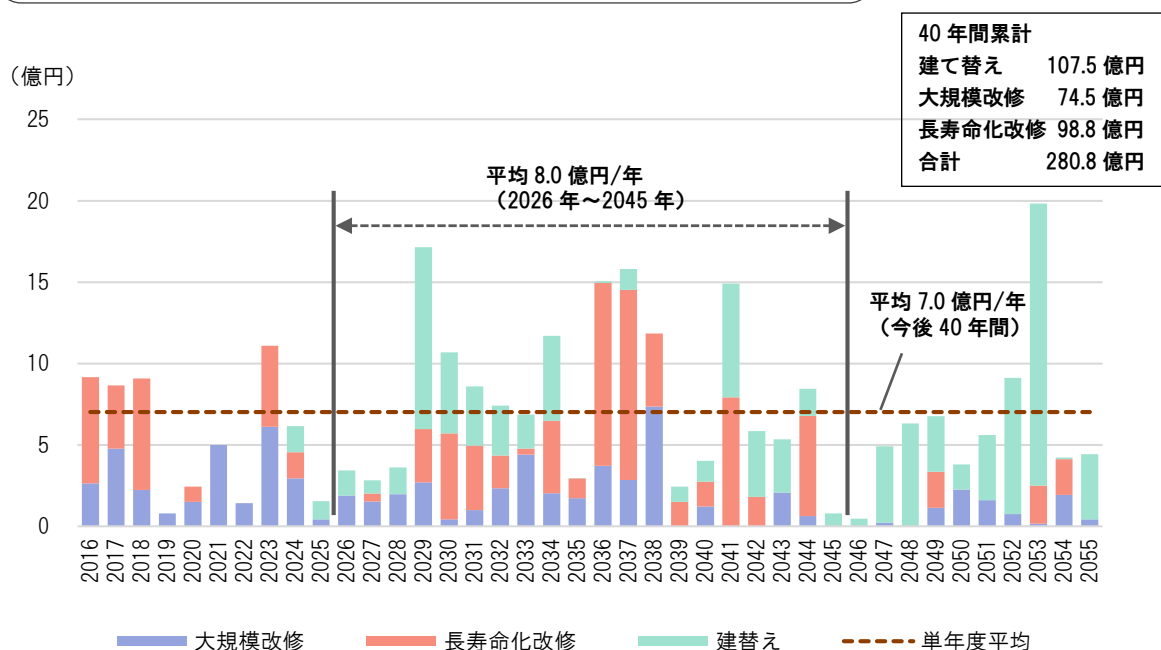
従来型の改修・更新費用試算結果(施設類型別)



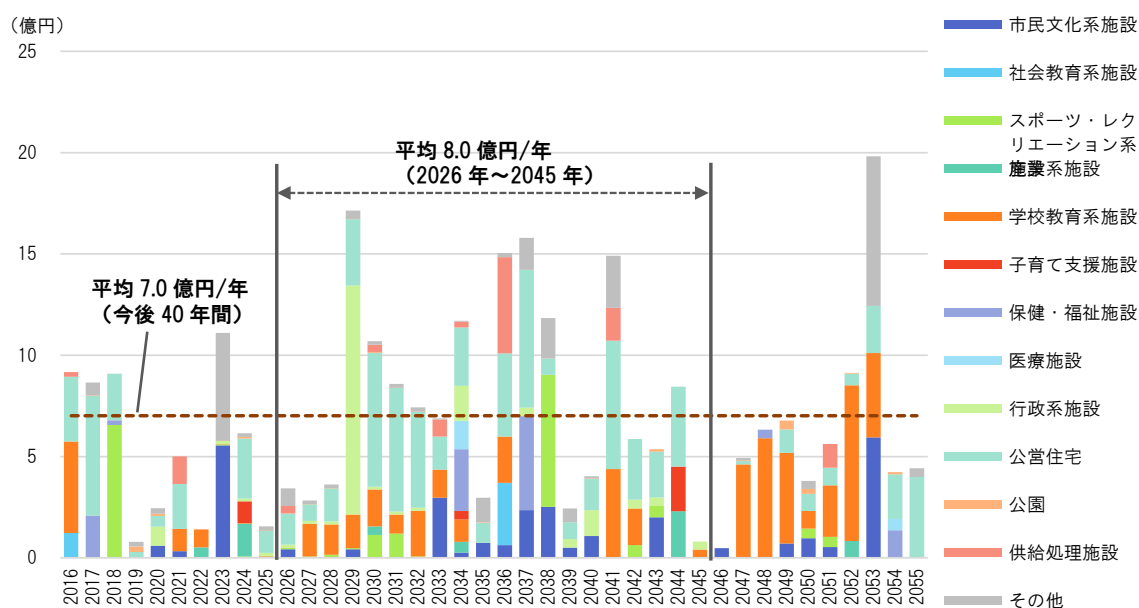
2-1-2 長寿命型維持管理における改修・更新費用試算結果

- 長寿命化型維持管理における計画期間 40 年間(2016 年(平成 28 年)~2055 年(令和 37 年))の改修・更新費用の累計は、建て替えが 107.5 億円、大規模改修が 74.5 億円、長寿命化改修が 98.8 億円であり、合計で 280.8 億円(単年度平均 7.0 億円)と見込まれています。
- 特に改修・更新費用の集中が予想される 20 年間は 2026 年(令和 8 年)から 2045 年(令和 28 年)の間であり、単年度平均費用は 8.0 億円となっています。従来型維持管理の集中時期(単年度平均 9.8 億円)と比べて費用の増加は抑えられているものの、依然として年度ごとの費用のばらつきと特定期間における費用の集中が予想されます。

長寿命化型の改修・更新費用試算結果(改修費用・更新費用別)



長寿命化型の改修・更新費用試算結果(施設類型別)



2-1-3 従来型、長寿命化型の改修・更新費用比較

- 上述のとおり、計画期間 40 年における改修・更新費用は、従来型、長寿命型ともに単年度平均で 7.0 億円となり、両者で同程度の費用が見込まれる結果となりました。
- 参考までに公共施設が建てられた時点から従来型、長寿命化型それぞれの耐用年数(従来型 60 年、長寿命化型 80 年)の間に必要な改修・更新費用を試算したところ、単年度平均で従来型が 7.4 億円、長寿命化型が 7.2 億円となり、長寿命化型の維持管理に転換することで、1 年あたり約 2 千万円の費用削減効果が見込まれる結果となっています。

従来型と長寿命化型の比較

ケース	費用 (40 年合計)	年あたり費用
従来型 (A)	280.9 億円	7.0 億円
長寿命化型 (B)	280.8 億円	7.0 億円
差額 (A-B)	0.1 億円	0.0 億円

【参考】

従来型と長寿命化型の比較（施設建設時から建替えまでの試算）

ケース	年あたり費用
従来型 (A)	7.4 億円
長寿命化型 (B)	7.2 億円
削減額 (A-B)	0.2 億円

従来型の改修・更新費用

延床面積	83,170 m ²
大規模改修(A)	167.4 億円
建替え (B)	274.5 億円
合計 (C=A+B)	441.8 億円
年あたり費用(C/60)	7.4 億円

※0.1 億円単位に四捨五入して表示しているため、表中の計算が合わない場合がある。

長寿命化型の改修・更新費用

延床面積 (m ²)	83,170 m ²
大規模改修 1 回目(A)	68.6 億円
長寿命型改修(B)	167.4 億円
大規模改修 2 回目(C)	68.6 億円
建替え(D)	274.5 億円
合計(E=A+B+C+D)	579.1 億円
年あたり費用(C/80) (万円)	7.2 億円

2-2 インフラ施設

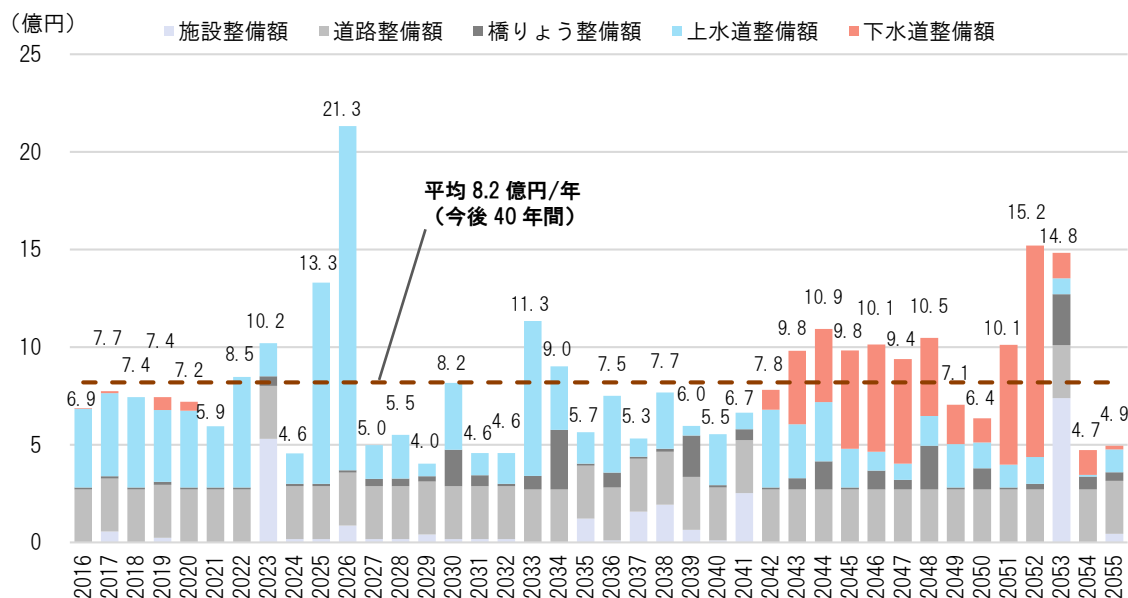
ここではインフラ施設を対象に、計画期間における改修・更新費用の試算を行います。

なお、インフラ施設に関しては、従来型、長寿命化型の改修・更新費用の比較は行っていないませんが、公共施設と同様に橋梁やトンネル施設等に関しても、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や費用の平準化が求められており、個別施設計画においても長寿命化型維持管理へと転換する方針が示されています。

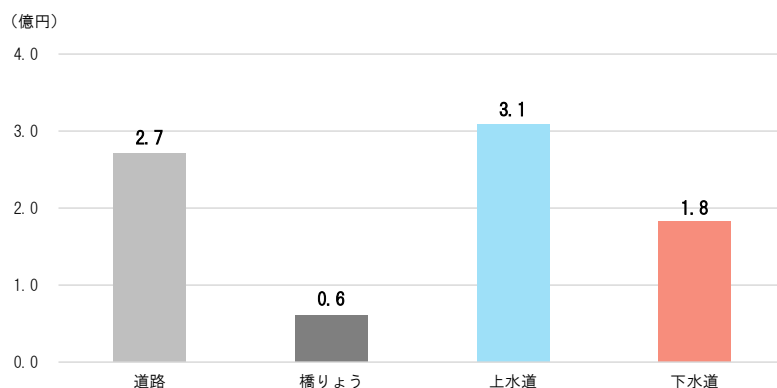
2-2-1 インフラ施設合計

- 現在ある既存のインフラ施設（道路・橋りょう、上下水道）を現状維持すると仮定した場合、計画期間 40 年間（2016 年（平成 28 年）～2055 年（令和 37 年））で約 328.7 億円（単年度平均約 8.2 億円）の改修・更新費用が必要となります。
- なお、種別の 1 年あたりの改修・更新費用では、道路 2.7 億円、橋りょう 0.6 億円、上水道 2.9 億円、下水道 1.3 億円が必要と見込まれます。

インフラ施設合計



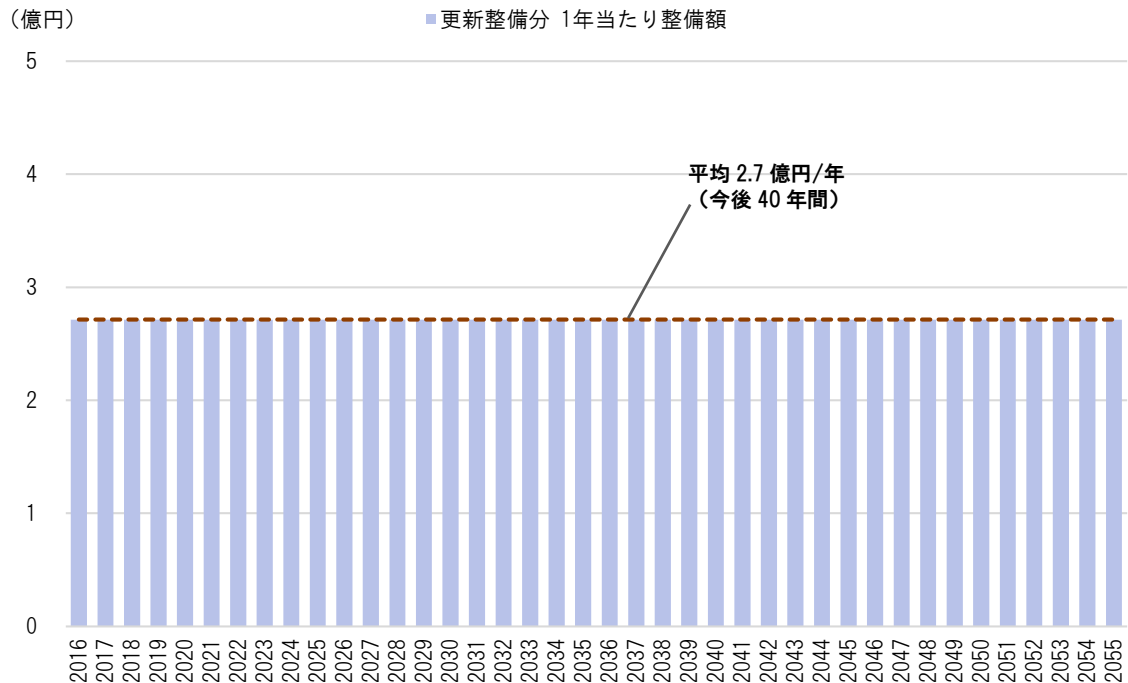
各施設の 1 年あたり改修・更新にかかる経費（平成 28 年～67 年の 40 年間）



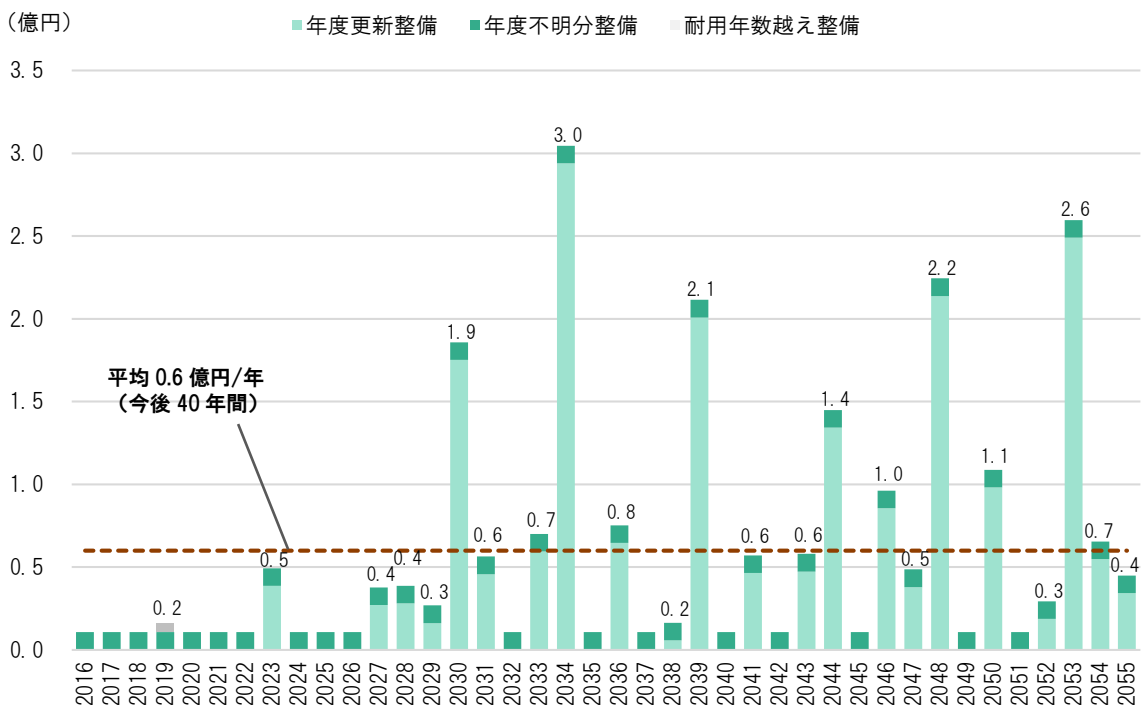
2-2-2 種別ごとの改修・更新費用

道路、橋梁、上水道、下水道それぞれの改修・更新費用の試算結果は次の通りです。

道路の改修・更新費用

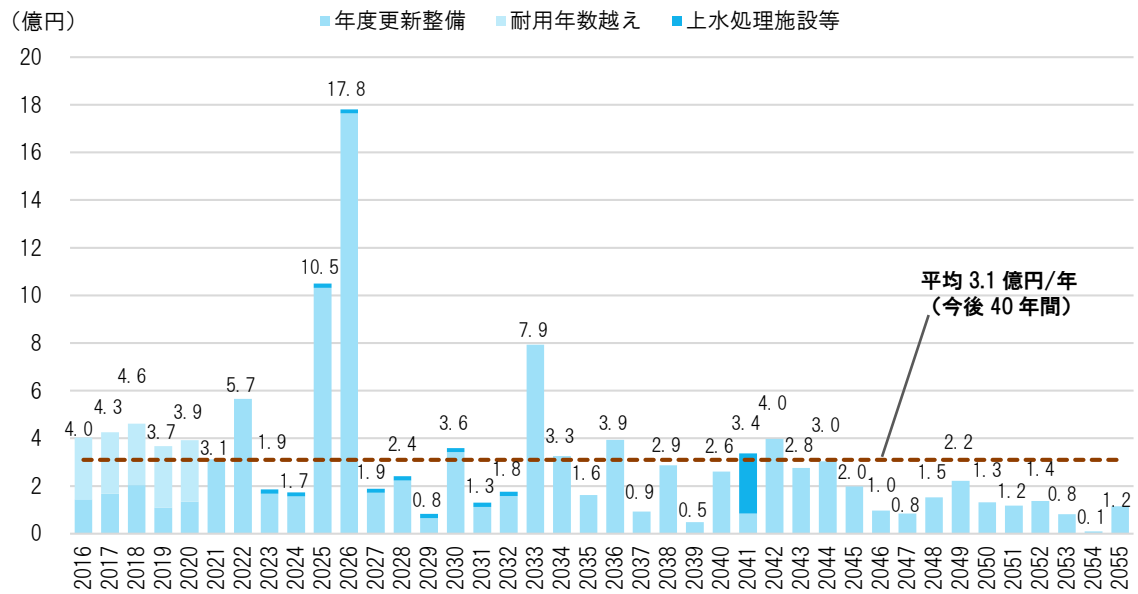


橋梁の改修・更新費用

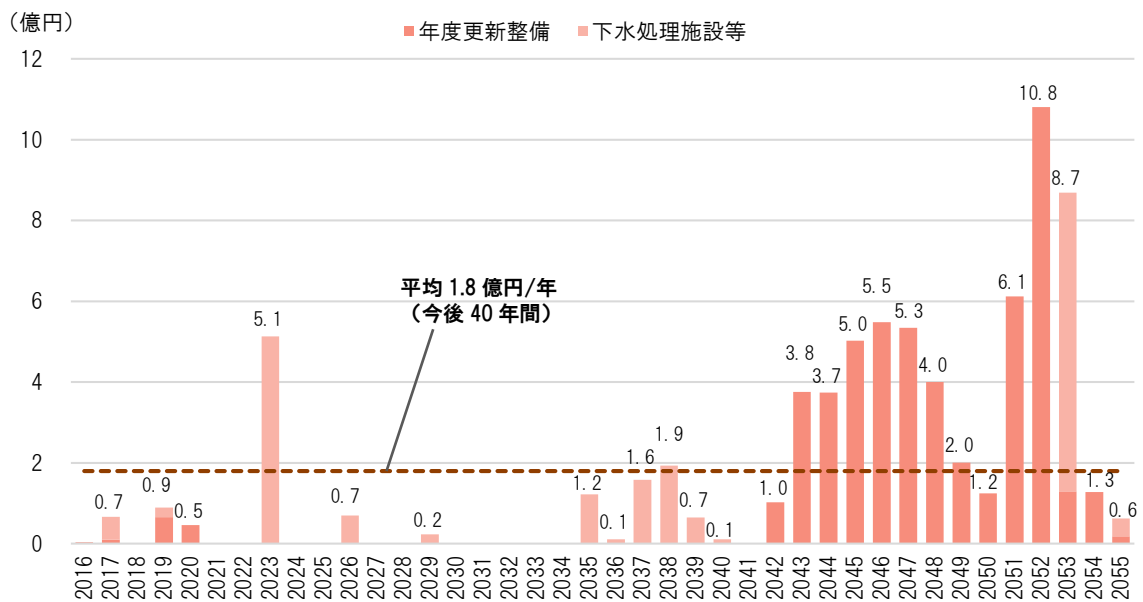


※0.2 億円以上の年度についてラベルを表示している

上水道の改修・更新費用



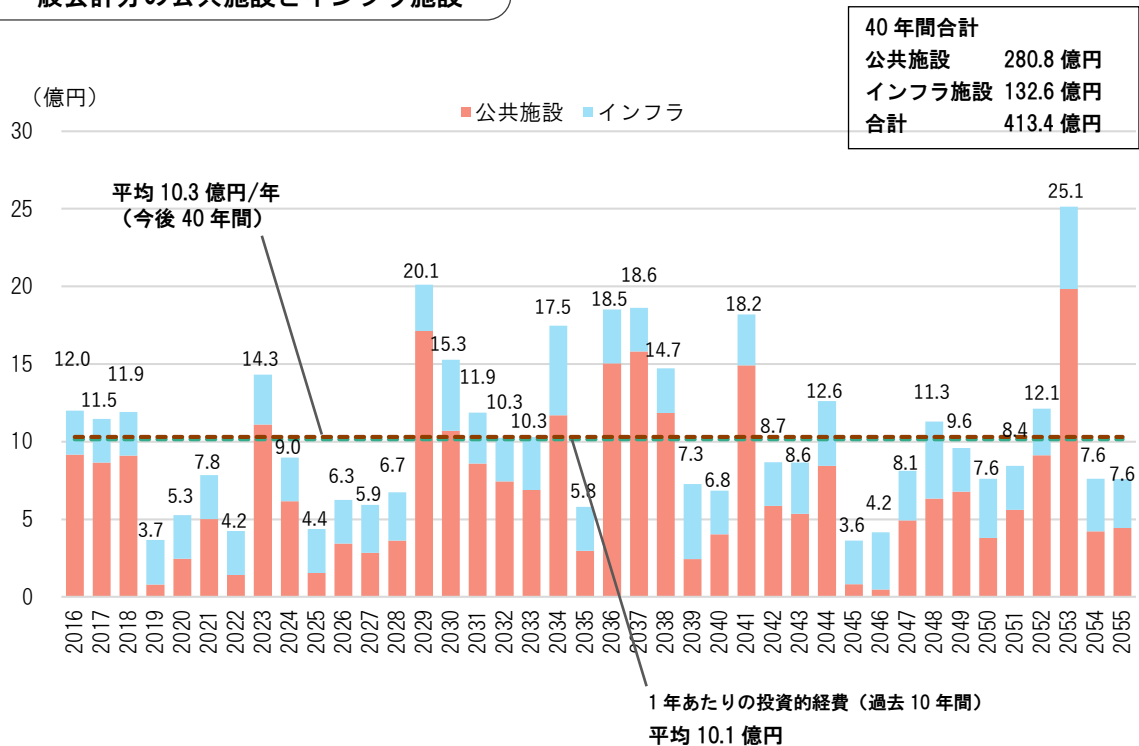
下水道の改修・更新費用



(1) 一般会計分の公共施設とインフラ施設

- 公共施設を長寿命化型維持管理とした場合における、一般会計の公共施設とインフラ施設（道路、橋りょう）の計画期間 40 年間(2016 年（平成 28 年）～2055 年（令和 37 年））の改修・更新費用の合計は約 413.4 億円、単年度平均は約 10.3 億円であり、過去 10 年間における投資的経費の平均約 10.1 億円と同程度の水準となっています。
- このことは将来的に、公共施設やインフラ施設の整備・改修・更新に当てられる予算が、改修・更新費用のみで上限に達してしまい、新たな施設整備が困難となる可能性があることを示しています。

一般会計分の公共施設とインフラ施設



第6章 公共施設等の総合管理に向けた課題

これまでに見てきたとおり、1960年代以降集中的に整備された本町の公共施設等は今後一斉に更新時期を迎え、維持管理・更新費用の増大により既存の施設を維持していくことや新たな施設を整備することが困難となる可能性があります。

また、老朽化する施設から利用者の安心安全を守るとともに、高齢化、多様化する社会とも歩調を合わせながら、すべての利用者が快適に施設を利用できるよう、社会や利用者のニーズに合わせて施設の質を向上させていく必要があります。

さらに、第7次佐々町総合計画に示されたまちの将来像「暮らしいちばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」の実現やSDGs等の達成に向け、まちづくりと連携して公共施設等の有効活用を図っていく必要があります。

そこで、効果的な公共施設等のマネジメント推進に向けて、以下では、①「まちづくりとの連携」、②「量及びコスト」、③「質」の3つの視点から、本町の公共施設等に関する課題を整理します。

1 「まちづくりとの連携」に関する課題

(1) まちの将来像を見据えた公共施設の整備のあり方の検討

まちの将来像「暮らしいちばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」を実現し、町民が「住んでよかった」、「これからも住み続けたい」、そして町外の人にも「住んでみたい」と思えるまちづくりを推進する上で、町民の様々なニーズに対応する公共施設等は非常に重要な役割を担っています。このため、将来の人口規模や維持管理・更新費用等について十分に考慮した上で、本町に真に必要な公共施設等整備のあり方について検討する必要があります。

(2) 地球にやさしい施設の整備

省エネ対策は地球環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進する上で重要な取組であり、公共施設においても積極的にその取組を推進する必要があります。また、令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す上で、地方公共団体の基本的役割として、温室効果ガス排出量の削減のための総合的かつ計画的な政策の推進が求められています。このため、様々なまちづくり施策との連携を図りながら、温室効果ガスの排出削減に向け、公共施設が出来る取組を明確化し、着実に実行していく必要があります。

2 「量及びコスト」に関する課題

(1) 将来の人口減少を見据えた施設保有量の適正化

本町の人口は2020年(令和2年)から2060年(令和42年)までの40年間で13,900人から11,900人へと約3割減少することが予想されています。また、過去10年間の投資的経費の平均値10.1億円に対し、更新・改修に係る経費の将来推計では、本町が保有する公共施設等を今後も維持し続けるとした場合、今後40年間の単年度平均で7.0億円、2016年度(平成28年度)から2055年度(令和37年度)では280.7億円の費用がかかることが想定され、将来の財政負担の増加、さらには将来的な予算不足の可能性が懸念されます。このため、将来の人口推移や財政状況も考慮して、施設保有量の最適化を図っていく必要があります。

(2) 改修・更新費用の縮減と平準化

これまでのように施設が老朽化し、劣化や破損等の不具合が生じた後に修繕や更新を行う事後保全型の維持管理を続ける場合、建物の寿命が短く、更新に多くのコストがかかることに加え、更新時期が集中した場合に予算が確保できず、必要な施設が更新できないおそれがあります。このため、施設のライフサイクルコストの縮減と更新時期の平準化に向けて、公共施設等の適切なマネジメントを行う必要があります。

(3) 維持管理、運営費用の縮減

2020年度(令和2年度)における新型コロナウイルス感染拡大防止対策費用を除く公共施設の維持管理費は、歳入が13.5億円、歳出が18.9億円であり、5.4億円の費用がかかっています。財政的な制約の中で将来にわたり必要な施設を維持していくためには、施設総量や改修・更新費用の抑制とともに、維持管理・運営費用の縮減を図っていくことが重要となります。このため、施設使用料の見直し等による収入の増加や、民間活力の活用等による運営効率化を図ることが必要です。

(4) 所有資産の有効活用

公共施設の効果的なマネジメントを行う上では、公共施設等や町有未利用地財産(土地)を資産として捉え、効果的な運用や売却等により収益を生み出していく視点が必要です。このため、施設や土地の特性や立地状況等を踏まえ、適切な資産活用について検討を行う必要があります。

(5) 施設情報の集約・管理

多くの施設では、施設の基本情報や劣化状況、修繕・改修状況等の情報が一元化されておらず、このことが公共施設等の維持管理・修繕・改修等の効率化に向けた円滑な検討を阻害する要因のひとつになっています。このため、施設の劣化状況について定期的に点検を行うとともに、各種施設情報や点検結果、修繕・改修履歴等に関する情報等を集約し、一元管理を図る必要があります。

3 「質」に関する課題

(1) 安全の確保

本町の公共施設のうち築後 30 年以上が経過した施設が延床面積全体の約 6 割を占めるように、施設の老朽化が進行していることに加え、耐震性の調査を行った 194 棟中 29 棟において耐震性が不明あるいは耐震性がない可能性がある状況にあり、劣化状況の把握や適切な対策がなされない場合、将来の地震発生時等において利用者の安全が脅かされる可能性があります。このため、施設の安全確保に向けて適切な点検と修繕を行う必要があります。

(2) 施設の快適性向上

本町の高齢化率は過去 40 年間で 12%から 28%へと 16 ポイント上昇し今後も上昇が続けることが予想されている一方、バリアフリー対応が十分ではない施設も存在しています。また、町民ニーズが変化、多様化する中で、住民のニーズに柔軟に対応できず、十分な有効活用がなされていない施設もあります。このため、利用者や社会のニーズに柔軟に対応し、だれもが快適に利用できるよう、公共施設等の質の向上を図っていく必要があります。

第7章 公共施設等に関する目標と方針

1 基本目標と全体方針

将来を見据えた最適な公共サービスの提供をめざして、特定分野を対象外とするいわゆる聖域を設けることなく、公共施設全体を大切な経営資源と捉え、効率的かつ効果的に活用し、運営していく「資産経営」の視点を持って、以下の3原則を基本に取り組むこととします。

1-1 総合管理の3原則

原則1：まちづくりの視点を重視する

施設の現状や課題を踏まえ、公共施設等の総合的な管理においては、将来人口の構成や特性、ニーズを踏まえながら、佐々町に“住んでよかった”、“これからも住み続けたい”と思えるように、また町外の人々からも“住んでみたい”と思えるようなまちといった「まちづくりの視点」を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の再整備を行います。

原則2：保有量を最適化する

建築物系施設は、行政が提供を担うべき公共サービスかどうかを見極めたうえで、適正な規模を検証し、「保有量の適正化」を図ります。新規整備が必要な場合、中長期的な保有量の削減の範囲内で費用対効果を考慮して行います。施設の建替え（更新）の際は、複合施設を目指し、利便性を高めます。

インフラ系施設は、都市活動を支えるうえで必要不可欠な基盤施設であることから、上位・関連計画との整合に配慮しながら、適正な供給をめざします。

原則3：施設を有効活用する

既存施設については、老朽化の状況や利用実態、今後の需要見通しを踏まえ、今後とも町として保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改修による品質の保持に努め、施設の「有効利用」を図ります。

さらに、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の構築、民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営を図ります。

1-2 基本目標

(1) 将来人口規模に見合った施設保有量の最適化

- 人口減少・高齢社会の到来が見込まれる中で将来の世代に大きな負担を残さないかたちで、施設の維持更新をしていくため、将来人口に合わせ、全体の施設保有量を縮減し、量の最適化を図ることで、次世代に継承可能な施設保有にしていきます。

(2) 施設の長寿命化の推進

- 今後も、維持し活用していく公共施設については、定期的な点検・診断に基づき、計画的な予防保全措置を徹底し、長寿命化を進めることで、長期にわたる安全・快適なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

(3) ニーズに対応した住民サービスの提供

- 町民や地域のニーズの変化に的確に対応しながら、住民サービスを提供していきます。住民サービスは「施設ありき」を前提にするのではなく、施設のもつ「機能」に着目し、機能は可能な限り維持しながら、多世代間の交流や賑わい・活力の向上など複合化や集約化による相乗効果を維持し、コストを削減して、健全な施設経営を推進します。

(4) 民間活力の導入や主体間の連携

- 公共サービスの民間代替性を考慮し、民間に任せた方がコスト、サービス維持の観点から有利な場合には、PPP/PFI、包括委託などの官民連携を積極的に進めます。また、今後その適用範囲を広げることで、経費縮減とともに、民間の新たな雇用創出につなげます。
- 小規模な集会施設、コミュニティ施設など地域レベルの施設は、地域主体の管理運営を拡大していきます。
- 全町で利用する町域施設では、官官連携の視点を持ち、一町でのフルセット主義の整備から脱却し、近隣市町の公共施設との機能分担に十分配慮し、相互利用を図ります。

1-3 全体方針

(1) 施設保有量の設定

- 施設保有量の設定については、2016 年度（平成 28 年度）に策定した前回計画の数値を継続して目標値とします。

1) ケース 1：将来人口の見通しを前提とした場合

a	2015 年（平成 27 年）人口	13,629 人	平成 27 年国勢調査速報値
b	2055 年（令和 37 年）人口	12,236 人	長期人口ビジョンにおける将来展望人口
c	人口増減率	-10.2 %	$(b-a) / a \times 100$

- おおよそ 40 年後の総人口が 10%減少することから、人口一人あたりの床面積を現状維持することを前提とし、人口減少に応じて公共施設（建築物）の床面積を削減することとした場合、10%削減が目標となります。

2) ケース 2：投資的経費を前提とした場合 ※詳細は次頁の表参照

- 築 40 年以上の建築物は大規模改修を行わず建替えるものとし、削減によって生じる維持管理コスト分は更新費用にすべて充当することを前提として、シミュレーションを行うと、以下の通りです。
- 現在の施設すべてを更新した場合は 25%の削減、老朽化し利用率などが低い施設及び簡易木造公営住宅を廃止した場合には、15%の削減が必要となります。
- 一方、今後の人口減少等により、投資的経費が過去の水準を今後とも維持することが困難となる時勢も考えられることも考慮すると、少なくとも 20%程度の削減をめざす必要があります。

ケーススタディ	公共施設延床面積の削減率
①現在の施設すべてを更新する場合	25%
②老朽化し利用率などが低い施設を廃止した場合	20%
③老朽化し利用率などが低い施設及び簡易木造公営住宅を廃止した場合	15%
④利用率の高低にかかわらず老朽化した施設すべてを廃止した場合	0%

更新費用は床面積に比例することを前提にすると、将来における施設保有量については、＜ケース 2＞の投資的経費をベースに、40 年間で少なくとも 20%削減を目指していく必要があります。

更新費用削減のケーススタディ

●維持管理コスト(実績)

	H24	H25	H26
維持管理コスト(72施設)	7.3	9.1	7.4

過去3年間平均の維持管理コスト 8.0 億円
(特別会計の上下水道・医療施設を除く72施設対象)

●投資的経費(実績)

年次	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
投資的経費(億円)	4.6	3.8	7.5	5.6	8.9	8.8	12.9	11.7	12.5	5.9

過去10年間平均の投資的経費 8.2 億円 ①
過去10年間平均の建築物に係る投資的経費 3.3 億円 ①の4割(実績)を見込む

●更新費用削減の比較

- (前提) ・築40年以上の建築物は大規模改修を行わず、建替える
・施設削減により生じる維持管理費の削減額は、更新費用に充当する

① 現在の施設すべてを更新する場合

・更新費用の不足見込み額(年平均:億円)

	更新費必要額:A	差引不足額:A-
100% 更新	6.8	3.5
90% 更新	6.1	2.8
80% 更新	5.4	2.1
75% 更新	5.1	1.8
70% 更新	4.7	1.5
60% 更新	4.1	0.8
50% 更新	3.4	0.1

・維持管理コストの削減額(年平均:億円)

	維持管理費(億円)	必要額	削減額
100% 更新	8.0	0.0	
90% 更新	7.2	0.8	
80% 更新	6.4	1.6	
75% 更新	6.0	2.0	
70% 更新	5.6	2.4	
60% 更新	4.8	3.2	
50% 更新	4.0	4.0	

過去3カ年(H24~26年)の維持管理コスト:8.0億円

② 老朽化し利用率などが低い施設を廃止する場合

・更新費用の不足見込み額(年平均:億円)

	更新費必要額:A	差引不足額:A-
100% 更新	6.3	3.0
90% 更新	5.6	2.4
80% 更新	5.0	1.7
70% 更新	4.4	1.1
60% 更新	3.8	0.5
50% 更新	3.1	-0.2

・維持管理コストの削減額(年平均:億円)

	維持管理費(億円)	必要額	削減額
100% 更新	8.0	0.0	
90% 更新	7.2	0.8	
80% 更新	6.4	1.6	
70% 更新	5.6	2.4	
60% 更新	4.8	3.2	
50% 更新	4.0	4.0	

③ 老朽化し利用率などが低い施設及び簡易木造公営住宅を廃止した場合

・更新費用の不足見込み額(年平均:億円)

	更新費必要額:A	差引不足額:A-
100% 更新	5.6	2.4
90% 更新	5.1	1.8
85% 更新	4.8	1.5
80% 更新	4.5	1.2
70% 更新	4.0	0.7
60% 更新	3.4	0.1
50% 更新	2.8	-0.5

・維持管理コストの削減額(年平均:億円)

	維持管理費(億円)	必要額	削減額
100% 更新	8.0	0.0	
90% 更新	7.2	0.8	
85% 更新	6.8	1.2	
80% 更新	6.4	1.6	
70% 更新	5.6	2.4	
60% 更新	4.8	3.2	
50% 更新	4.0	4.0	

④ 利用率の高低にかかわらず老朽化した施設すべてを廃止した場合

・更新費用の不足見込み額(年平均:億円)

	更新費必要額:A	差引不足額:A-
100% 更新	2.8	-0.4
90% 更新	2.6	-0.7
80% 更新	2.3	-1.0
70% 更新	2.0	-1.3
60% 更新	1.7	-1.6
50% 更新	1.4	-1.9

・維持管理コストの削減額(年平均:億円)

	維持管理費(億円)	必要額	削減額
100% 更新	8.0	0.0	
90% 更新	7.2	0.8	
80% 更新	6.4	1.6	
70% 更新	5.6	2.4	
60% 更新	4.8	3.2	
50% 更新	4.0	4.0	

(2) 統合・廃止の方針

1) 公共施設

- 施設評価に基づき、町が保有施設を廃止、複合化、集約化、改善、転用（用途変更）などの方向性を定め、施設の保有量の維持・縮減に取り組みます。

複 合 化：用途が異なる複数の施設を1つの施設にまとめること。

集 約 化：用途が同種あるいは類似している複数の施設を1つの施設にまとめること。

改 善：大規模改修、建替えなどにより長寿命化を図ること。

転 用：これまでの用途を変更し、他用途のために建物を使用すること。

- 施設の新設が必要な場合は、費用対効果を考慮して行います。

2) インフラ施設

- インフラ資産の整備にあたっては、社会情勢やニーズ（防災対応、バリアフリー、環境への配慮など）を的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行います。
- 整備や更新時には、長期にわたり維持管理がしやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求します。

(3) 点検・診断／維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 定期的な点検・診断に基づき、各部位などの劣化状況を把握し、評価します。定期的な点検・診断結果は施設情報としてデータベース化し、情報共有化を図ります。
- 国の示す『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、利用率、効用、意義、老朽度合等を総合的に勘案のうえ優先順位をつけ、維持管理、修繕・更新を行います。
- 整備や更新時には、長期にわたり維持管理しやすい施設への改善を図ります。

(4) 安全確保・耐震化の実施方針

- 今後も継続して使用する建物については、早急に耐震診断・耐震改修を実施し、安全性の確保を最優先に行います。

1) 公共施設

- 危険性の高い施設や用途廃止となった建物（老朽化が著しく利用の見込みのない施設）は除却（建物解体）を基本とし、跡地売却を原則とします。
- 危険度の高い施設であっても利用率、効用等の高い施設は、原則として速やかに安全確保の対策を講じ、耐震化対策を検討します。また、周辺施設の利用の低い施設の集約先として検討します。

2) インフラ施設

- 高い危険性が認められた場合には、応急措置により安全性を確保したうえで、安全確保のための工事を実施します。
- 点検・診断等により耐震性に問題があると判断された場合は、耐震化方策を検討し、耐震改修の実施や耐震性のある施設へ更新します。
- 避難路に位置づけられた道路の橋梁等については、重点的に耐震化を実施します。
- 上水道においては、幹線管路などの重要管路を耐震性の優れた管路へ更新するとともに、配水場の適切な維持管理を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

- 定期的な点検・診断に基づく総合的かつ計画的な予防保全型の管理によって、施設の長寿命化を図り、施設ライフサイクルコストを縮減するとともに、改修・更新費用の平準化を図ります。

1) 公共施設

- 今後も継続して保有する施設については、計画的に保全策を実施し、長寿命化対策を進めるとともに、災害時における防災拠点性を高めるための機能強化を図ります。
- 取組にあたっては、各長寿命化計画に基づく取組の重点化を図るため、優先度の高い施設から実施します。
- 最新技術の開発状況、他都市の取組事例などを収集し、優れた技術の積極的な導入を検討します。

2) インフラ施設

- それぞれの各長寿命化計画（道路・橋りょう、公園、上下水道施設などの施設種別ごとの特性や施設の重要性、緊急性を考慮し、中長期的な視点に立ち、耐震化等の安全性、経済性、財源などの観点から保全方法を検討）を踏まえ、保全を進めます。
- 保全費用の平準化を図るとともに、必要に応じ保全水準の見直しを行います。

(6) 公共施設・町有地の有効活用の方針

- 公共施設の余裕空間等については、施設の建物性能や利用状況を勘案したうえで、周辺施設の機能集約先としての受け皿や、公共団体、民間等への貸付により、有効利用を図ります。
- 町有地の有効活用については、「佐々町町有地利活用方針」に基づき検討することとします。

【佐々町町有地利活用基本方針（抜粋）】

・積極的な民間等への売却

将来的に町の利活用計画がなく、保有する必要のない町有地については、積極的に民間等へ売却処分をする。

・民間等への貸付による有効活用

将来的な利用計画がある場合であっても、当分の間、供用予定のない土地や売却が困難な土地については、民間等への貸付による有効活用を図る。

また、貸付可能な資産の公表など、公平・公正な手続きを前提として、公益性のある利用目的に限定せずに、幅広く貸付を認め、積極的な利活用を推進する。

(7) 管理運営体制の構築方針

1) 公共施設等のマネジメント体制の構築

- 公共施設等に対する一元管理を行い、町内全体の調整機能を発揮し、目標方針の見直し、全体計画の進行管理を行うことのできる体制の構築を図ります。（首長直轄のトップマネジメント組織として）
- 予算編成においても全体計画を見据え、優先順位付けを行い、効率的な維持管理を行います。

2) 指定管理者制度、PPP・PFI、地域団体の活用体制の確立

- より高い公共サービスを提供するため、PFI や指定管理者制度などの PPP の手法を用い、施設整備面、管理運営面に民間活力を積極的に導入します。
（⇒施設の用途や目的に応じて、民間や地域で管理運営を行うことで、より活性化が図られる施設については、指定管理者制度の拡大や新たな枠組み（サポーター制度のように、町と施設利用者が合意書を取り交わし、協働による管理運営を行うなど）を検討する。）
- 施設の運営・維持管理にかかるコスト、施設利用者、運営状況の情報把握に努め、効率的なコスト削減を図ります。
- 施設の利用率、稼働率の向上や料金設定、減免制度の見直しなど、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担の適正化を図ります。
- 施設の維持管理に係る効率的な契約手法の検討（包括契約や施設ごとの一括契約等）を行います。

3) 町民との情報共有と協働体制の構築

- 住民説明会をはじめホームページ・広報紙等を活用した計画の進捗報告や広報等により、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有に努めます。
- 町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

(8) 新規施設の整備方針

- 街の将来像実現に向けて、まちづくりの観点から必要な施設については、広域連携や既存施設の活用等も十分に検討した上で、真に必要な施設に限定して整備を行うものとします。
- また、施設の必要性や将来にわたる維持管理コストを十分に考慮した上で、適正な機能や規模について十分に検討を行うものとします。

(9) 施設のユニバーサルデザイン化の推進

- 公共施設等の整備・改修に際しては、年齢、性別、言語、障害の有無等にかかわらず、誰もが快適に利用できるよう「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）を踏まえ、施設のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します

(10) 温室効果ガスの排出削減

- 脱炭素社会の形成に向けて、公共施設においても太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、LED 照明の導入などの省エネルギー改修を実施し、温室効果ガスの排出削減を図ります。

(11) 固定資産台帳を活用した情報の一元化

- 固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進にあたって前提となるものであるため、毎年更新される固定資産台帳を積極的に活用し、情報の一元化を図ります。

2 施設類型別の方針

基本方針、各課ヒアリングを踏まえ、公共施設、インフラ施設を対象に、類型別方針を設定します。

2-1 公共施設等

2-1-1 公営住宅

項目	内容
施設概要	延床面積：約 33.0 千㎡（全体の約 37%） 施設数：11
対象	里山、里山第 2、豎山、牧崎、松瀬、市瀬第 2、末永、図池、口石、神田住宅、神田
基本方針	● 町及び地域の将来人口の見通し、民間賃貸住宅需要、セーフティネットとして町営住宅が担う役割等を踏まえ、必要な保有量を確保し、住宅困窮者を支援する施策を検討します。 ● 老朽化が著しく進んだ住宅については用途廃止とし、建替えについては将来人口、地域状況（民間住宅等の借上げ）等を踏まえ、総合的に判断します。集約化にあたっては、入居者意向を踏まえ、町営住宅間の集約化・統廃合を進めます。 ● 継続利用の町営住宅については、定期点検による状況把握を行い、計画的な長寿命化対策を図ります。

2-1-2 小中学校・子育て支援施設

(1) 小中学校

項目	内容
施設概要	約 17.0 千㎡（全体の約 19%） 施設数：3
対象	佐々中学校、佐々小学校、口石小学校
基本方針	● 今後の長期的な児童数・生徒数の推計をもとに、子どもたちによりよい教育環境の提供、定住魅力の向上を視点に、適正規模を確保します。 ● 全面改築、耐震改修と長寿命化改修など再整備の手法については、各施設の現状、事業期間、費用対効果等、総合的な判断に基づき、決定します。 ● 改築や大規模改修の際には、教育環境や安全性を勘案し、改築規模や改修範囲、優先順位を検討し、効率的に事業を実施します。 ● 改築の際には、省エネ・低炭素の環境配慮型への仕様を検討し、ランニングコストの低減化を図ります。 ● 給食棟は廃止し、給食センターへの統合を基本として進めます。 ● 小中学校は、学習・教育の場であるとともに、地域交流の場でもあることから、地域コミュニティの一翼を担う場として、地域に開かれた学校施設の有効活用及び共有化を検討します。 ● 配慮が必要な児童生徒の施設環境と、災害発生時の避難所としての施設環境を改善するため、学校施設のバリアフリー化を図ります。

(2) 幼児・児童施設

項目	内容
施設概要	約 1.5 千㎡（全体の約 2%） 施設数：4
対象	第 2 保育所、佐々学童保育館、口石学童保育 1 号館、口石学童保育 2 号館
基本方針	【保育所】 ● 公立保育所の対応については、唯一となった公立の存続と民営化双方の意見があり、将来的な保育ニーズ並びに公立の果たす役割等を踏まえて対応します。 【学童保育所】 ● 口石学童保育 2 号館の 15 年間のリース期間満了時には、佐々学童保育館、口石学童保育 1 号館の建替えや学校施設の活用など効率的かつ効果的な方法を検討します。 ● 施設の建替え等の時期が到来するまでは、効率的・効果的な改修を進め、維持管理費用の縮減に努めます。

2-1-3 地域施設

(1) 集会所 ※佐々町公民館・勤労青少年ホーム、地域交流センター除く

項目	内容
施設概要	約 4.7 千㎡（全体の約 5%） 施設数：28
対象	大茂、木場、里、千本、真申、市瀬、浜迎、古川、野寄、土手迎、栗林、角山、中央通、志方、西町、北、さざん花、水道、江里、神田、芳ノ浦、東町、新町、口石、末永地区、松瀬、里山団地、市瀬第 2 団地
基本方針	● 集約化・複合化については、当面は現状の配置のままとし、既存施設の適切な維持管理に努めます。

(2) 消防施設

項目	内容								
施設概要	約 0.7 千 m ² (全体の約 1%) 施設数 : 7								
対象	第 1～第 7 分団詰所								
基本方針	● 各消防団による適切な維持管理を進めます。 ● 耐震診断結果により、耐震を満たしていない施設に関しては、建替えを実施する予定です。耐震を満たしている施設について、本計画期間においては適切な維持管理に努めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建替予定</th><th>修繕予定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団消防詰所</td><td>第2分団消防詰所</td></tr> <tr> <td>第5分団消防詰所</td><td>第3分団消防詰所</td></tr> <tr> <td>第7分団消防詰所</td><td>第6分団消防詰所</td></tr> </tbody> </table>	建替予定	修繕予定	第1分団消防詰所	第2分団消防詰所	第5分団消防詰所	第3分団消防詰所	第7分団消防詰所	第6分団消防詰所
建替予定	修繕予定								
第1分団消防詰所	第2分団消防詰所								
第5分団消防詰所	第3分団消防詰所								
第7分団消防詰所	第6分団消防詰所								

2-1-4 町域施設

(1) 庁舎等

項目	内容					
施設概要	約 3.7 千㎡（全体の約 4%） 施設数：3					
対象	役場、役場別館、技能訓練センター					
基本方針	● 現庁舎は、下記にあるように多くの課題を抱えていることや耐震基準が満たされておらず、倒壊する可能性が高い建物となっているため、これらの課題解決を図り、町民に対する利便性の向上や防災拠点としての役割を果たすため、新庁舎の建替をすすめます。 ● また、建替後は維持管理に努め、計画的に修繕を行っていくものとします。					
	—— 現庁舎の課題 —— <table><tr><td>① 町民に対する利便性の低下</td><td>② 町民の安全・安心の確保</td><td>③ 施設・設備の老朽化</td></tr><tr><td>④ 現庁舎の狭あい化</td><td>⑤ バリアフリーへの対応</td><td>⑥ 高度情報化への対応</td></tr></table> ↓ 新庁舎整備の必要性	① 町民に対する利便性の低下	② 町民の安全・安心の確保	③ 施設・設備の老朽化	④ 現庁舎の狭あい化	⑤ バリアフリーへの対応
① 町民に対する利便性の低下	② 町民の安全・安心の確保	③ 施設・設備の老朽化				
④ 現庁舎の狭あい化	⑤ バリアフリーへの対応	⑥ 高度情報化への対応				

(2) 文化施設・社会教育施設

項目	内容
施設概要	約 6.0 千㎡（全体の約 7%） 施設数：4
対象	文化会館、町立図書館、町公民館・勤労青少年ホーム 地域交流センター
基本方針	● 文化会館は町民文化振興の中心施設として、長寿命化対策を進め、さらなる利活用の促進を図るとともに、運営コスト縮減を図ります。 ● 町公民館・勤労青少年ホームについては、地域交流センターと機能分担し、長寿命化対策による施設の延命化を図ります。 ● 町立図書館は、予防保全対策を計画的に進めるとともに、広域利用も含めて、より一層利用しやすい施設となるための工夫とともに効率的な施設運営を検討します。 ● 地域交流センターは、予防保全対策を進めるとともに、多世代にわたる教育、文化・スポーツの振興ならびにコミュニティ活動の充実を目指し、施設利活用の促進を図ります。

(3) 医療・保健・福祉施設

項目	内容
施設概要	約 4.5 千㎡（全体の約 5%）※町立診療所含まない 施設数：4
対象	国民健康保険診療所、総合福祉センター（福祉センター・健康相談センター）、生きがいと創造の家
基本方針	● 町立診療所は、診療科目の見直しなどソフト面の充実を図るとともに、運営方式の見直しを含めてコスト縮減を図ります。 ● 総合福祉センターは多世代包括支援センターとして、高齢者、障がい者、子ども、母子、ひきこもりなど多様な世代が気軽に相談できる場としての機能を充実させ、より多くの町民の方の交流の場となるよう努めます。 ● 建替えや大規模改修を行う際には、地球温暖化に配慮したエネルギー効率の高い施設整備を行うなど維持管理コストの縮減等にも努めます。 ● 生きがいと創造の家の施設については廃止に向けて進めるものの、高齢者の生きがいづくりの場としての機能代替施設への統廃合なども含め検討を行います。

(4) スポーツ・レクリエーション・観光施設

項目	内容
施設概要	約 6.0 千㎡（全体の約 7%） 施設数：7
対象	南部地区体育館、北部地区体育館、弓道場、千本公園プール、勤労者体育センター（町民体育館）、勤労者総合スポーツ施設（サン・ビレッジさざ）、観光情報センター
基本方針	● 稼働率の高い施設や必要性の高い施設においては、安全性の確保や長寿命化を図るため、大規模改修など予防保全対策を進めます。 ● 千本公園プール・弓道場など、改修や建替えに伴い投資的負担が大きい施設については利用・運用状況を精査し、存続について検討します。 ● 町内外の利用実態、維持管理コスト等の利用・運用面から、費用対効果が低いと判断される施設については「廃止」の検討を行います。 ● 管理運営面では、指定管理者制度の導入を含め、より効率的な管理運営方策を検討します。

(5) 産業施設

項目	内容
施設概要	約 1.6 千㎡（全体の約 2%） 施設数：4
対象	窯体験施設、農産物直売所（皿山）、農業体験施設（ファーム大岳）、特定地域生活向上農産物集荷所（神田）
基本方針	● 窯体験施設、農産物直売所（皿山）、農業体験施設については、町内外から親しまれる施設として、各施設間の連携を高め、魅力ある体験型イベントの拡大、新たな付加機能の創出等により、利用者増大を図ります。 ● 大規模改修が必要となる時期に合わせ、より効率的な施設となるように、施設規模を検討します。 ● 管理運営面では、利用ニーズを踏まえ、施設の企画・運営方策の策定を行いつつ、維持管理費等にかかるコストの縮減に努めます。

(6) 供給処理施設・その他施設

項目	内容
施設概要	約 10.3 千㎡（全体の約 12%） 施設数：38
対象	クリーンセンター、浄化管理センター、浄水場、公衆トイレ、バスの待合所、跡地等
基本方針	● 修復や更新が必要な場合は、計画的に実施するとともに、長寿命化に向けた予防保全型管理を進めます。 【供給処理施設】 ● 適切な維持管理や運営を行うために多くの経費を有することから、維持管理コストの縮減策の検討に取り組みます。 【上水道施設】 ● 既存老朽設備の更新と災害に備えた施設の強靱化を図り、継続的・安定的な給水環境を整えるため、浄水場内に新たに送水ポンプ室を整備します。 【下水道施設】 ● し尿等の処理を継続的・安定的に行うため、下水道の終末処理場である浄化管理センター内に新たに前処理施設を建設します。 【その他施設】 ● 公衆トイレ、バスの待合所は、将来的な利用ニーズ、維持管理の容易性等を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 【旧施設、跡地】 ● 跡地の有効利用や民間売却等の検討を進めます。

2-2 インフラ施設

(1) 道路

項目	内容
基本方針	● 道路防災点検の実施等により施設台帳を的確に整備し、老朽施設を把握するとともに、道路ストック総点検に基づく補修計画を踏まえ、計画的な施設補修や更新を進めます。 ● 新規整備にあたっては、まちの現状や将来都市構造を勘案し、整備に取り組めます。 ● 交通の安全性を高めるため、パトロールの的確な実施と危険箇所の改善に努めます。

(2) 橋りょう

項目	内容
基本方針	● 橋梁長寿命化計画に基づき、点検補修の平準化を図ります。 ● 定期的な点検の実施や軽微な損傷時点での補修など、予防保全型の維持管理を進め、補修費用の縮減及び長寿命化を図ります。 ● 点検診断結果を踏まえ、老朽化の進行した橋りょうは、補修による延命措置、または架替えを検討します。

(3) 公園

項目	内容
基本方針	● 公園施設長寿命化計画に基づき、適切な施設点検を踏まえて、維持補修等の予防保全型の維持管理に取り組み、維持管理費の縮減や平準化を図ります。 ● 利用ニーズに対応した施設のリニューアルや、地域や行政が協働した環境美化に取り組めます。

(4) 上水道

項目	内容
基本方針	【施設】 ● 予防保全型の修繕や計画的な更新により、長寿命化を図り、施設管理コストの縮減に努めます。 ● 施設ごとの重要度を勘案し、優先順位の高い施設から長寿命化や耐震化を図ります。 【管路】 ● 老朽化による漏水事故の被害を最小限に留めるため、漏水の早期発見に努めます。 ● 老朽管の更新にあたっては、耐久性や耐震性に優れた水道管を採用し、長寿命化と耐震化を図ります。 ● 新たな管路整備にあたっては、町民ニーズや経済性を考慮し、必要に応じて計画変更を検討します。

(5) 下水道

項目	内容
基本方針	【施設】 ● 予防保全型の修繕や計画的な更新により、長寿命化を図り、施設管理コストの縮減に努めます。 ● 計画的な施設整備とともに、適切な点検や維持管理に努めます。 ● 施設ごとの重要度を勘案し、優先順位の高い施設から長寿命化や耐震化を図ります。 【管路】 ● 管路ごとの重要度を勘案し、優先順位の高い施設から長寿命化や耐震化を図ります。 ● 新たな管路整備にあたっては、経済性を考慮し、必要に応じて計画変更を検討します。

第8章 本計画の実施体制

これまでの方針を踏まえ、公共施設等総合管理計画を進めていくための体制、進行管理について、以下に掲げます。

1 推進体制

1-1 全庁的な体制

- トップマネジメントのもとに、既存の組織を有効に活用しつつ、庁内で横断的な連携を図るため、計画に関する全てを総括する部局として、企画財政課を中心に、より実効性が高い組織体制を構築します。
- 計画は、政策推進会議にて検証します。
- 必要に応じて個別事業の検討体制を整備します。

1-2 庁内の役割分担

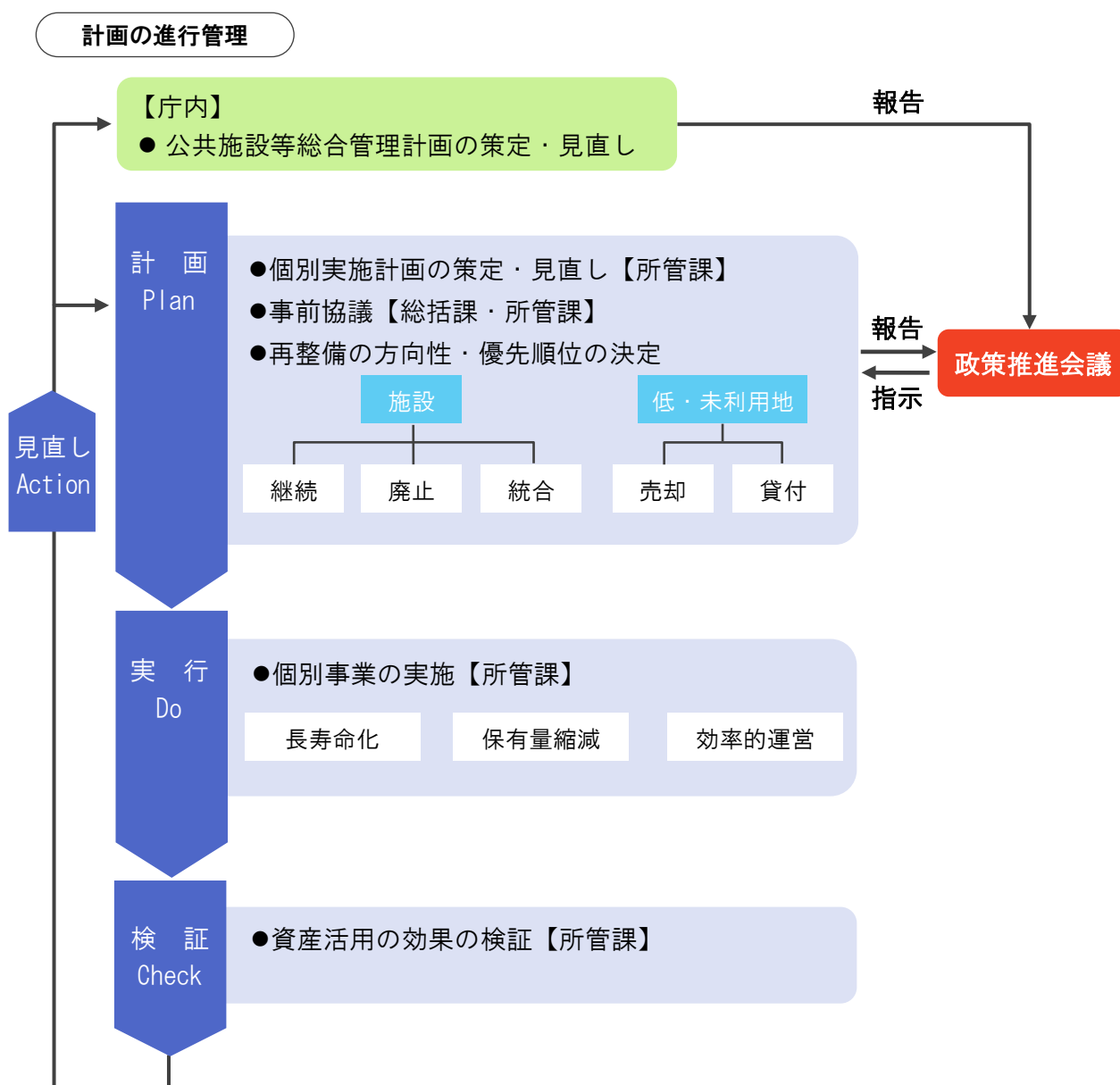
- 企画財政課は、公共施設経営の推進における核として、公共施設における情報やデータを一元化し、提供できる仕組みを構築するとともに、公共施設全体の進ちょく管理や個別事業間の調整に取り組みます。
- 各施設の所管課は、個別事業の実施主体として、本計画及び今後策定される個別実施計画に基づき、積極的な公共施設経営に取り組みます。
- 町民と連携して公共施設経営に取り組むため、各所管課は、各種広報手段を活用して、情報発信や情報共有を進めます。

1-3 事前協議の導入

- 施設の更新（建替え）等にあたっては、施設の所管課が「町として提供すべき公共サービスの必要性」、「優先順位付け」を明らかにし、計画段階で企画財政課と協議することを基本とします。
- これにより、総合管理計画・個別実施計画等との整合性を確認・共有化することで、保有量削減など目標達成を担保します。
- 建物保全や維持管理、補修に対する予算編成時においても、維持管理コストの削減の目安などを確認することで、財政と連動する仕組みを構築します。

2 計画の進行管理

- 本計画の計画期間は、40 年間で予定していますが、着実な事業推進を図るため、上位計画（総合計画）と整合するよう 5 ヶ年を計画期間とする個別実施計画を策定します。
- 実施計画については、実効性を高めるため、PDCA サイクルによる継続的な見直しを行います。その際、進行管理として、目標数値の達成度の確認、取組の状況・成果の公表を行い、「政策推進会議」の指示を受けるものとします。
- 社会経済情勢の変化等に伴い、今後、新たに顕在化する課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行います。



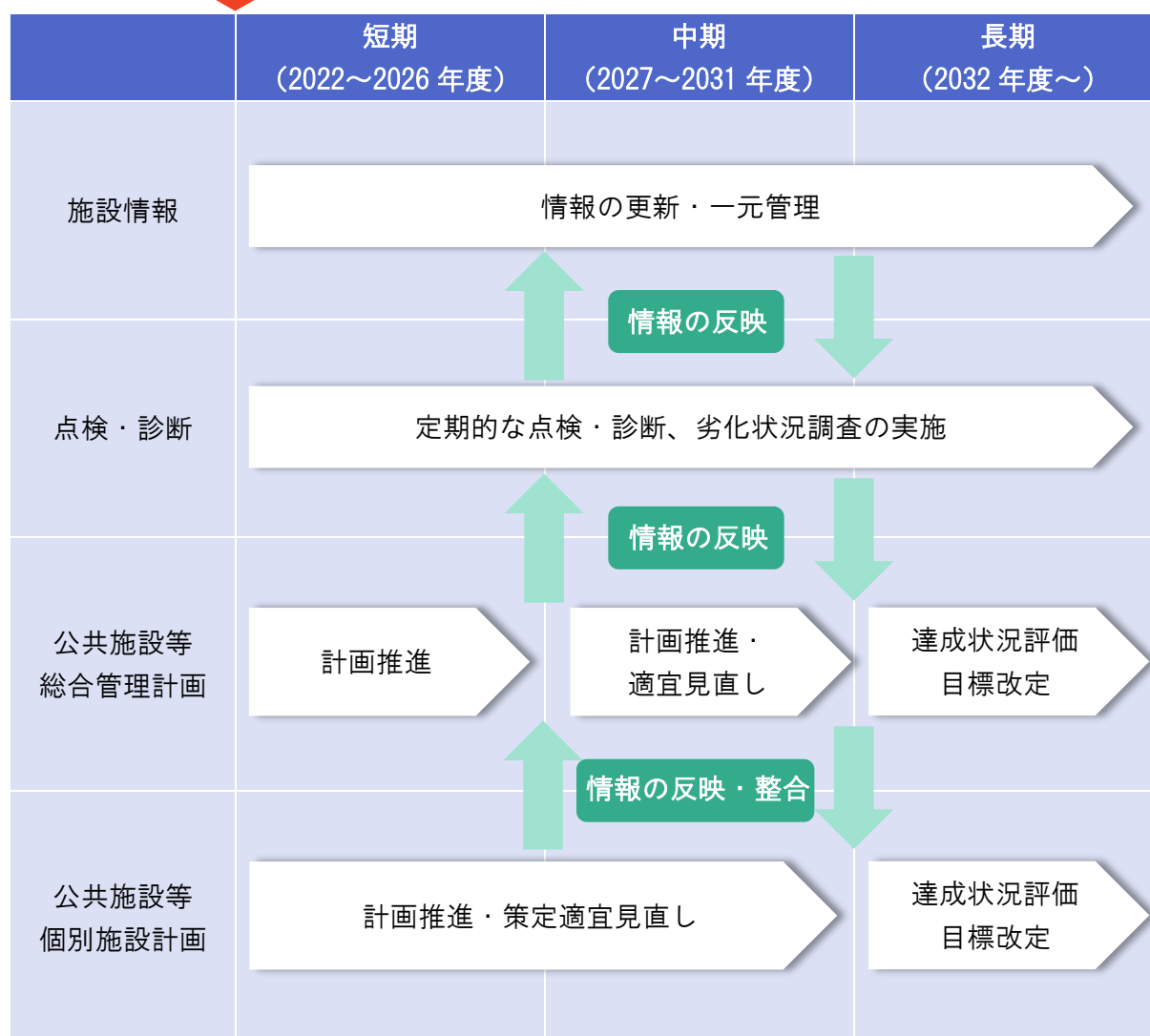
3 今後の推進スケジュール

「佐々町公共施設等総合管理計画」は、本町の公共施設等マネジメントの推進に向けた基本方針を示したものであり、今後は本計画を踏まえながら佐々町公共施設等個別施設計画の策定・改訂を行うとともに、個々の施設について具体的な取組を進めていくこととなります。

なお、今後の概略の推進スケジュールは次のとおりです。

推進スケジュール

2022 年度 「佐々町公共施設等総合管理計画」改訂



■用語解説

用語		解説
あ行	維持管理コスト	建物を管理運営する上において必要な費用。光熱水費、清掃や点検などの委託費、消耗品や修繕料などの需用費、施設運営に直接必要となる職員の人件費など。
	インフラ施設	国民の生活及び社会経済活動の下支えとなる基盤の施設で、上下水道・老廃物処理施設などが含まれる。
か行	行政財産	町において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産のこと。庁舎・消防施設・学校・図書館・公民館・公営住宅・公園などを指す。
	更新費用	老朽化などに伴い機能が低下した施設の改修や建替え、設備の取り換えなど、同程度の機能に再整備するためにかかる費用。
	コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同体。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ人々の集団。
さ行	再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス等、その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるもの。
	佐々町総合計画	本町の今後のまちづくりを進めていくための基本的な方針が書かれた長期計画。町の最上位計画。
	事後保全	老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う維持管理手法。
	施設類型	公共施設を目的や使い方などで分類したもの。
	指定管理者制度	公共施設などの管理・運営を、民間事業者等の団体に代行させることにより、町民サービスの向上や経費の削減を図る制度。
	集約化	施設の持つ機能を他の施設へ移転し、1つの施設に複数の機能をまとめて供用すること。

用語		解説
さ行	受益者負担	施設の利用者（受益者）に料金を負担してもらうこと。
	循環型社会	製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」
	ストック	産業や生活の基盤として整備した社会資本の量。
	セーフティネット	安全や安心を提供するための仕組み。
た行	大規模改修	一部分だけでなく、建物内の多くの場所を対象として行う改修のこと。建物本来の寿命まで健全な状態で使えるように実施される例も多くみられる。
	耐震改修	耐震診断調査の結果等により、耐震性に問題があると考えられる建築物について、適切な補強工事を行う改修のこと。
	耐用年数	建物等の固定資産がその利用に耐える年数。税務上の減価償却を行うにあたって、減価償却費の計算の基礎となる年数は法定耐用年数という。
	脱炭素社会	「CO2 排出量をゼロにする」ことを実現した社会。少し前まで世界は「脱炭素社会」ではなく「低炭素社会」を目指していたが、低炭素社会では、2015 年のパリ協定で決まった「世界平均気温を 1.5～2℃に抑える」という目標の達成が難しいと判断されたため、「脱炭素社会」を目指すようになった。
	建替え	既存の建物を取り壊し、新しく建物を建てること。一般に建物の基礎部分も含めて全壊させて別の建物を建てること。

用語		解説
た行	長寿命化	定期的な施設点検等を行い、公共施設やインフラ施設を長期にわたり安全かつ快適に使用できるよう維持すること。
	統廃合	複数の同じ目的の施設を一つに統合し、その他の施設を廃止すること。
な行	延床面積	施設の規模を表すために、各階の床面積を合計した数値。
は行	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除くこと。
	複合化	複数の異なる目的の施設をそれぞれ独立した形で一つの建物に併設すること。
	フルセット主義	文化、教育、福祉など公共サービス提供のための施設等をすべて自らが整備し、保有しようとする考え方。
	平準化	各年度で更新費用や事業費にバラつきが多いものをある一定の基準に近づける、平均値に近づけること。
	包括委託	民間の創意工夫を尊重して、効率的なサービスができるように一つのまとまりとして業務を発注する方法。包括的業務委託。
ま行	マネジメント	様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化すること。
や行	ユニバーサルデザイン	文化、言語並びに国籍の違い、老若男女といった差異、障がいの有無や能力を問わずに利用することができる設計（デザイン）。
	予防保全	損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することで機能・性能の保持・回復を図る維持管理手法
ら行	ライフサイクルコスト	公共施設やインフラ資産など構造物の企画設計、建設、運用管理、解体再利用の各段階で発生するコストの総計。トータルコストと同義。
	ランニングコスト	維持管理コストのこと。
	リニューアル	古くなった施設を更新・改装すること。

用語		解説
英数	SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015 年（平成 27 年）の国連サミットにおいて採択されたもので、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって 17 の目標が設定されている。
	PDCA サイクル	管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法。
	PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。 PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。
	PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。